

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年4月23日
【事業年度】	第36期(自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
【会社名】	DAIWA CYCLE株式会社
【英訳名】	DAIWA CYCLE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 涌本 宜央
【本店の所在の場所】	大阪府吹田市江坂町一丁目12番38号
【電話番号】	06-6380-3338(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 齋藤 勇治
【最寄りの連絡場所】	大阪府吹田市江坂町一丁目12番38号
【電話番号】	06-6380-3338(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 齋藤 勇治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	2022年1月	2023年1月	2024年1月	2025年1月	2026年1月
売上高 (千円)	11,459,622	13,090,618	15,339,643	18,349,324	21,106,860
経常利益 (千円)	277,461	610,286	804,697	1,386,380	1,434,991
当期純利益 (千円)	139,021	413,932	501,370	898,245	948,553
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	10,000	10,000	549,582	555,439	562,210
発行済株式総数 (株)	20,000	20,000	2,732,600	2,744,500	2,758,000
純資産額 (千円)	2,801,542	3,215,474	4,754,600	5,530,651	6,311,257
総資産額 (千円)	4,771,362	5,517,144	7,367,856	8,592,292	9,584,519
1株当たり純資産額 (円)	1,400.77	1,607.74	1,739.95	2,015.18	2,288.41
1株当たり配当額 (円)	-	2,070.00	49.00	66.00	70.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	69.51	206.97	232.09	328.58	345.37
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	226.06	320.53	336.96
自己資本比率 (%)	58.7	58.3	64.5	64.4	65.8
自己資本利益率 (%)	5.1	13.8	12.6	17.5	16.0
株価収益率 (倍)	-	-	10.0	11.4	10.6
配当性向 (%)	-	10.0	21.1	20.1	20.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	261,362	377,281	687,868	1,153,266	732,262
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	347,595	403,684	535,020	494,996	1,266,515
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	13,352	-	1,026,195	122,154	167,898
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	526,367	501,928	1,683,833	2,220,340	1,518,176
従業員数 (名)	531	595	628	698	758
(外、平均臨時雇用者数)	(104)	(62)	(70)	(99)	(123)
株主総利回り (%)	-	-	-	-	-
(比較指標：-) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価 (円)	-	-	2,329	4,625	4,680
最低株価 (円)	-	-	1,594	1,773	3,105

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有しておりませんので記載しておりません。
3. 第32期及び第33期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4. 第32期及び第33期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員を表示しております。なお、( )内は、外書きで臨時雇用者の年間の平均人員を記載しており、1人当たり1日8時間換算にて算出したものであります。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第33期の期首から適用しており、第33期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
7. 当社は2023年4月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 2023年11月8日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第32期から第36期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
9. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。  
なお、2023年11月8日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
10. 第34期の1株当たり配当額49円には、東京証券取引所グロース市場上場記念配当12円が含まれております。
11. 第36期の1株当たり配当額70円については、2026年4月24日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。

## 2【沿革】

年月	概要
1980年1月	大阪府八尾市において駐輪場経営を開始
1982年4月	駐輪場に自転車の販売と修理場を併営し、小売業を開始
1990年8月	有限会社大和を設立
1999年3月	自転車専門量販店のチェーン展開を目指し、大阪府八尾市高美町に「だいわ自転車青山店」をオープン
2001年8月	株式会社大和に組織変更
2001年10月	プライベートブランド商品の取扱開始
2006年7月	インターネット通販を開始
2007年5月	東京都世田谷区に東京本部を設立
2007年6月	東京都に初出店 世田谷区に「だいわ自転車世田谷烏山店」をオープン
2007年6月	本社を大阪府吹田市に移転
2008年3月	大阪府堺市西区にインショップ展開1号店となる「サイクルスタジオ・シルバーリングアリオ鳳店」をオープン
2008年12月	兵庫県に初出店 兵庫県尼崎市に「サイクルスタジオ・シルバーリングつかしん店」をオープン
2009年3月	埼玉県に初出店 三郷市に「サイクルスタジオ・シルバーリング新三郷店」をオープン
2009年3月	「だいわ自転車世田谷烏山店」を「サイクルスタジオ・シルバーリングプロ世田谷烏山店」に業態変更
2009年12月	神奈川県に初出店 川崎市宮前区に「だいわ自転車宮前店」をオープン
2010年9月	愛知県に初出店 名古屋市昭和区に「だいわ自転車滝子店」をオープン
2011年7月	東京本部を神奈川県川崎市宮前区に移転
2014年3月	千葉県に初出店 千葉県流山市に「サイクルスタジオ・シルバーリング流山おおたかの森店」をオープン
2014年7月	屋号「だいわ自転車」を「ダイワサイクル」に変更
2020年7月	京都府に初出店 京都市上京区に「ダイワサイクル今出川店」をオープン
2021年1月	商号をDAIWA CYCLE株式会社に変更
2021年1月	屋号「サイクルスタジオ・シルバーリング」を「ダイワサイクルSTYLE」に変更
2022年2月	屋号「サイクルスタジオ・シルバーリングプロ」を「ダイワサイクルプロ」に変更
2022年6月	店舗数100店舗達成
2022年11月	奈良県に初出店 奈良県磯城郡に「ダイワサイクル田原本店」をオープン
2023年11月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2025年3月	滋賀県に初出店 滋賀県守山市に「ダイワサイクル守山店」をオープン

### 3【事業の内容】

当社は、「自転車の〔新しいアタリマエ〕を創る」という経営理念のもと、自転車により良い人々の暮らしに貢献するため、主に店舗において自転車及び自転車パーツ・アクセサリ等の商品販売、自転車の整備及び修理サービスの提供を行っております。

自転車は100年超にわたり利用されている歴史のある乗り物ですが、近年、地球温暖化が進む中において環境負荷の低い乗り物として再評価されるとともに、運動不足に起因する生活習慣病等の予防に向けた健康志向の高まりによるサイクリング利用等、自転車の価値が高まっております。また、2017年5月に自転車活用促進法が施行され、今後、自転車専用道路の整備等が進んでいくことから、今後も自転車市場が拡大していくと考えております。

一方、自転車販売店はこれまで個人経営店が多数を占めていたところ、これら事業主の高齢化等の理由により事業者数が減少し続けており、顧客が自転車を所有していても修理・メンテナンスの依頼先に困るという状況が発生しております。また、安価にインターネットで購入しても顧客へのアフターサービス力が弱い事業者も少なくはありません。これら顧客の不便を解消し、さらに利便性を高めるべく出店を拡大しております。

当社は、「自転車関連販売事業」を単一のセグメントとしており、自転車及び自転車パーツ・アクセサリ等の商品販売、自転車の整備及び修理サービスの提供を行っております。2026年1月末時点において、国内実店舗154店舗（直営店舗150店舗、FC（フランチャイズ）店舗4店舗）に加え、ECサイト（ダイワサイクルオンラインストア）を運営しております。ECサイトでは、直接顧客に商品を配送するサービスに加え、購入した自転車等を店舗で受取りができるサービスも提供しております。

#### （1）取扱品目について

商品については、国内外自転車メーカー等のNB（ナショナルブランド）商品（これらメーカーとの共同開発による当社オリジナル品を含む）に加え、当社が企画・開発した商品を主に中国メーカーへ生産委託したPB（プライベートブランド）商品も取り扱っております。

当社は「自転車関連販売事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていませんが、当社が販売する具体的な取扱品目は、次のとおりであります。

品目別	主な内容	2026年1月期 売上高 / 比率
自転車	一般車、幼児・子供車、スポーツ車、電動アシスト車等	15,643百万円 / 74.1%
パーツ・アクセサリ	バスケット、バッテリー、タイヤ、ヘルメット等	3,155百万円 / 14.9%
その他	各種整備、修理等の付帯サービス及び長期保証サービス等	2,308百万円 / 10.9%

#### （2）販売経路について

当社の主な販売経路は、直営店に加え、FC店及びECサイトを通じた顧客（最終消費者）への直接販売であります。

直営店は当社が直接運営を行う店舗であり、FC店は当社とフランチャイズ契約を締結する法人が、商品を当社から仕入れ、販売を担う店舗であり、当社は当該フランチャイズ契約先である法人からロイヤリティ収入を得ております。ECサイトは当社が運営するオンライン販売サイトに加え、他社ECプラットフォームを通じて顧客へ販売を行うチャンネルとなります。

#### （3）サービスの特徴について

当社は、関西・関東・中部の郊外ロードサイドを中心に大型の自転車専門店を展開しております。出店に際しては顧客が来店しやすい店舗立地となるよう、ドミナント戦略を意識しております。また、来店した顧客に対しては、研修を通じて接客スキルや商品知識、技術を身に付けた従業員が丁寧な商品提案等のサービス提供を行っていることに加え、NB商品だけでなく、顧客ニーズを取り込んだ自社開発のPB商品も加えた豊富なラインアップで顧客の快適な自転車生活に合致する商品を提案できるような店舗運営を行っております。

上記に記載した当社のサービスの主な特徴は、次のとおりであります。

自転車の「困った」を1秒でも、短く！ 「出張修理」サービス

パンクやカギの紛失など、思いがけないトラブルに見舞われた顧客を1秒でも早く助けるために、当社では「出張修理」サービスを行っております。自転車トラブルの際、自転車を店舗に持参いただき預かるのではなく「バイクで迅速に駆けつけてその場で修理」というスピード対応が当社の特徴です。自転車は生活に欠かせないものであるからこそ、「お客様に、いつでも安心して自転車に乗っていただきたい」との想いから生まれたサービスであります。

対面での丁寧な接客

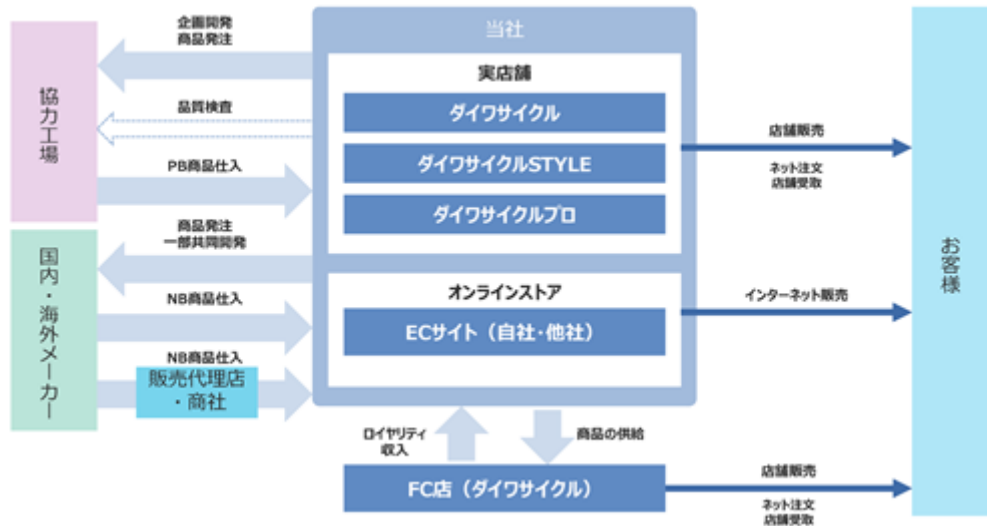
インターネット上で何でも買える時代ですが、当社では対面での接客を重視しております。自転車は様々な種類があり、顧客ごとに利用頻度や利用目的も多様です。さらに「坂道が多い」「駐輪場所が少ない」等、地域の特性もあ

ります。したがって、顧客一人一人の利用環境やニーズ等を詳しくヒアリングしたうえで、最適な自転車と快適な自転車生活を提案することで顧客満足度を高め、継続した関係構築に努めております。

購入いただいたからの付き合いを大事に




自転車は購入後も定期的なメンテナンスや修理が必要な商品です。また、当社には、購入後の「自転車生活」をより良いものとしていただきたいという想いがあります。そのため、定期点検や盗難補償等が付いた「ダイワサポートパック」や「出張修理サービス」の提供を行っております。また、修理スペースを店舗の入口付近という通行人の目に入る場所に置くことで、気軽に修理に来ていただける体制を整えております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



当社の店舗ブランドは、次の通りであります。

2026年1月31日現在

店舗ブランド(屋号)	特徴	店舗数
	当社のメイン店舗。主に郊外ロードサイドに立地。売場面積100坪～250坪。地域特性に合わせた商品構成で生活必需品としての自転車を主に販売。出張修理サービスをはじめとした修理・メンテナンスを提供し、自転車で生活を支えることを重視。	132
	ショッピングモール又は都心部の駅近くに立地。売場面積40坪～100坪。出張修理サービスは対象外。実用性に「好き」「楽しい」をミックスした新しい価値観を提案し、いつもの暮らしの中にワクワクを取り入れることを目指す店舗。	22
	スポーツバイク中心のプロショップ。初めてスポーツバイクに乗られる方をメインターゲットに、風を切って走る爽快感を体験していただくことを目指す。店舗にある自転車はすべて試乗可能。バイクフィッティングサービスを提供し、お客様の体型や用途に合わせた人輪一体となる最良の一台を提案。	- (注)
合計		154

(注) ダイワサイクルプロは、ダイワサイクル川崎野川店内に併設されているため、合わせて1店舗としております。

当社グループの店舗数は、次の通りであります。

		期初店舗数	出店数	退店数	直営化数	期末店舗数
2022年1月期	直営店	72	17	-	2	91
	FC店	8	-	1		5
2023年1月期	直営店	91	10	-	-	101
	FC店	5	1	-		6
2024年1月期	直営店	101	17	-	-	118
	FC店	6	-	-		6
2025年1月期	直営店	118	10	-	-	128
	FC店	6	-	-		6
2026年1月期	直営店	128	20	-	2	150
	FC店	6	-	-		4

## 4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 5【従業員の状況】

## (1) 提出会社の状況

2026年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
758 (123)	29歳10ヶ月	5年3ヶ月	4,335

当社は「自転車関連販売事業」の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

事業部門の名称	従業員数(名)
営業部門	683 (105)
商品・マーケティング部門	32 (1)
その他部門	16 (1)
全社(共通)	27 (16)
合計	758 (123)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. ( )内は、外書きで臨時雇用者数の年間の平均人員を記載しており、1人当たり1日8時間換算にて算出しております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。なお、勤続1年未満の者(退職者を含む)は除いております。

4. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

## (2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## (3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.3.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.		
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
4.9	85.7	55.7	88.8	85.2

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 男性労働者の育児休業取得率は、「育児休業取得者数÷配偶者が出産した社員数×100」の算式で算出しております。なお、過年度に配偶者が出産した男性労働者が、当事業年度に育児休業等を取得することがあるため、取得率が100%を超えることがあります。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項の記載については、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社は、経営理念「自転車の〔新しいアタリマエ〕を創る」の下に、自転車により良い人々の暮らしに貢献することを目指しており、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員等のステークホルダー、ひいては社会全体との共栄及び当社の持続的な成長と企業価値の最大化を目指して事業展開を行うことを経営の基本方針としております。

また、上記経営理念を実現するために、3つのビジョンと7つの行動指針を定め、組織への浸透を図っております。

#### 3つのビジョン

##### 私たちの想いは、自転車が宝物になること

私たちは、新しい自転車の関わり方をお客様に提案し、自転車とお客様の絆を深めて自転車の価値を向上させます。

##### 私たちの誇りは、記憶に残る仕事の追求

私たちは、磨き上げられた技術を強みとして、ものづくりから販売、メンテナンスまで自転車のプロフェッショナルとして妥協せず、期待を超える仕事で応えます。

##### 私たちの約束は、今までにない満足の提供

私たちは、お客様が思ってもみなかったモノやサービスを見出し、自転車ショップの運営を通じて最良の形で提供します。

#### 7つの行動指針

##### チャレンジ

失敗を恐れて何もしないより、失敗をしても新しいことに挑戦し続けます。

##### 思いやり

お客様の立場になって感じ・考え・行動します。

##### 地域密着

地域でお客様と接し、日々運営ができることに感謝します。

##### 誠実

社会のルールにのっとり、フェアで誠実な活動を大切にします。

##### 1%の努力

1%の努力を日々積み重ね自らの能力を高め続けます。

##### NHK

いつもニコニコ(N)・ハキハキ(H)・キビキビ(K)行動します。

##### 1人の100歩より100人の1歩

共に働く仲間1人ひとりの力を生かし、チーム一丸となることを大切にします。

#### (2) 経営環境

当社グループを取り巻く経営環境については、次のとおりです。

##### 自転車の社会的価値の見直し

地球温暖化が進む中、エコロジータな乗り物の一つである自転車の価値が見直されております。また、恒常的な在宅ワーク等による運動不足に起因する生活習慣病等の予防に向けた健康志向の高まりによって、運動手段としてサイクリングに注目が集まっております。

##### 自転車利用環境の整備

「自転車は、二酸化炭素等を発生せず、災害時において機動的」、「自動車依存の低減により、健康増進・交通混雑の緩和等、経済的・社会的な効果」、「交通体系における自転車による交通の役割の拡大」、「交通安全の確保」の4つの基本理念に基づき自転車の活用を総合的・計画的に推進すべく、2016年12月に自転車活用推進法が公布、2017年5月に施行されました。今後、当該法令に基づき、自転車専用道路等の整備や路外駐車場の整備等、自転車の利用環境が益々整備されていくと考えております。

## 自動車の代替移動手段としての自転車、集約型の都市構造（コンパクトシティ）の形成

我が国の少子高齢化は自転車利用人口の減少に繋がるおそれがあるものの、高齢者の自動車免許返納後の代替手段として自転車が利用されており、高齢者が運転免許証を自主返納した際、一部自治体では電動アシスト車購入費用の一部を補助しております。また、長期的には集約型の都市構造（コンパクトシティ）の形成が進み

（注）、短距離の移動手段としての自転車の利用は、より一層促進されると考えております。

（注）集約都市形成支援事業制度要綱（平成25年5月 国土交通省 都市局長通知）、新たな「国土のグランドデザイン」（骨子）（平成26年3月 国土交通省）

## 自転車販売事業者数の減少、大型自転車専門店への寡占化

自転車販売事業者は小規模な個人商店が多く、自転車販売事業者数は近年のPB車や電動アシスト車普及等の市場構造の変化に加え、経営者の高齢化及び承継者の不足により年々減少しております。近隣の自転車販売店の減少は自転車利用者にとってはメンテナンス場所がなくなることになるため、これらの小規模な個人商店に代わる自転車販売店・メンテナンスの場所が必要になってくると考えております。1999年に13,784店舗であった個人の自転車販売店は2021年には6,628店舗まで減少している一方で、法人による自転車販売店は同1,664店舗から、2,924店舗へと増加傾向にあります（注1）。また、顧客の自転車購入先の内訳は大型自転車専門店が30%（注2）と多くを占めており、大型自転車専門店への寡占化は今後も続いていくと考えられます。

（注）1．総務省・経済産業省「令和3年経済センサス - 活動調査結果」

2．一般財団法人自転車産業振興協会「自転車購入動向調査 2022年7月～12月」 ホームセンター・スーパー・ショッピングセンター等28%、街の自転車店22%、インターネット販売8%、その他12%

## インターネットによる自転車販売の拡大

EC市場の成長に伴い、自転車の販売においてもオンラインチャネルの比重が増しており、販売形態の多様化が進行しています。しかし、自転車は定期的なメンテナンスが必要な商品であることから、当社のようなインターネット販売も行っている実店舗型の自転車販売店が引き続き顧客に求められると考えております。

## （3）経営戦略等

このような経営環境の中、当社は経営理念の実現のため、「ヒト・ハコ・モノ」の3面においてそれぞれ強化してまいります。

### ヒト（従業員）

自転車は一般車（シティサイクル等）から幼児・子供車、電動アシスト車、スポーツ車等、様々な種類があり、顧客の利用目的も通勤・通学・買い物などの日常の移動手段としての利用や、サイクリング、競技スポーツでの利用等、多種多様です。そのため、当社では店内に商品を置くだけのセルフ販売型の店づくりではなく、従業員が顧客一人一人のニーズを聞き取り、顧客の用途、頻度、周辺の生活環境、家族構成等の状況等を考慮したうえで、それぞれに合った最適な一台を提案できるような店舗運営を目指し、人材育成に注力してまいります。具体的には、商品知識・技術・接客に研修内容を分け、技術・接客は5段階、商品知識は4段階に分けて研修及び社内資格試験を実施しております。また、副店長以上を対象とした店舗運営研修、新任店長を対象とした新任店長研修等を実施しております。さらに月1回の店長会議の中で、コンプライアンス研修やその時々店舗の発生課題に応じた研修を実施することによって接客サービスにおける高い顧客満足度を追求しております。

### ハコ（店づくり）

#### a. 都市圏中心の出店

物流効率や今後の人口動態を考え、まずは都市圏の自転車や歩行者の数が多く、地域住民の日常生活で使用されることが多い生活道路など立ち寄りやすいロードサイドを中心に出店を拡大いたします。都市圏を中心にドミナント展開することで知名度及び集客効果の向上、マーケティング及び物流の効率化を図るとともに、出張修理サービスエリアを切れ目なく拡大することができ、顧客の利便性が向上すると考えております。

#### b. 大都市圏・駅近への出店

当社はこれまで都市圏の中でも住宅地の多い郊外への出店が中心でありました。今後は、メンテナンスや修理需要に応えるため、またインターネット購入時の店舗受取サービス拠点の拡充に向け、従来の郊外型店舗に加え、大都市圏や駅の近くにも出店を進めていく予定です。

#### c. 店舗レイアウト・品揃え

店舗においては入口の外に空気入れ（エアースタンプ）を設置し、入口のすぐ側に修理スペースを設けることで、自転車を持ち込みやすい店舗レイアウトとなることを意識しております。また、平均的な広さの店舗においては、常時約500台の自転車を展示し、その全てにおいて試乗可能とすることで、顧客の利便性の向上に努めております。当社では、主要な顧客である30代から40代の子育て世代が、育児に使う電動アシスト車の購入

をきっかけに当社のサービスを体験いただくことで、子どもや家族の自転車販売にもつながっていることから、子どもが乗る初めての自転車や、その後の通学・通勤用自転車、趣味や運動のためのスポーツ車などのラインアップを取り揃え、顧客ニーズに合致した自転車の販売を行ってまいります。

モノ（商品・サービス）

a. PB商品の開発

当社では、店舗接客により得た顧客の声や当社公式アプリ「DAIWA PASSPORT」に寄せられた意見をダイレクトに商品開発に生かすことで、その時々顧客のニーズに合致したPB商品の開発を進めております。また、PB商品はNB商品に比べて商社や卸を通さないため、値ごろ感のある商品開発が可能となります。当社では、スピーディーな商品改良が可能であり、最短2か月の開発期間で市場への投入が可能であるため、今後もPB商品数を増やし、より多くの商品の選択肢を顧客に提供するとともに、利益率の向上に努めてまいります。

b. 電動アシスト車への注力

自転車小売業界における自転車販売の車種別構成比（台数ベース）では2016年に8.1%であった電動アシスト車が2022年には13.1%まで上昇しており（注）、電動アシスト車の販売が増加傾向にあります。当社は2026年1月期の自転車販売の車種別売上構成比において電動アシスト車が約65%を占めており、2025年の業界全体の約48%（注）を上回っております。また、当社の2021年1月期から2026年1月期における電動アシスト車の売上高の年平均成長率は約19%となっております。今後も、成長市場である電動アシスト車の販売に注力することに加え、PB電動アシスト車のモデルを拡充し、多様化するニーズへの対応に努めてまいります。

（注）一般財団法人自転車産業振興協会「自転車国内販売動向調査」及び「国内向自転車生産・輸入統計データ（2021年～2025年）」

c. インターネット購入時の利便性強化

自転車自体はサイズが大きいため、顧客の自宅に直接配送するには多額の費用がかかります。そのため、当社では通常のインターネット販売・直接配送に加え、インターネットで注文し、近隣店舗で商品を受け取ることでできる「店舗受取サービス」を提供しております。今後は、「店舗受取サービス」を強化するため、更なる新規出店を進めることで購入しやすいECと手厚いサービスが受けられる実店舗を融合したオムニチャネル戦略を推進することに加えて、同業他社との業務提携等により他社店舗における受け取りも可能とすることで、インターネット購入時の利便性を強化していきたいと考えております。また、当社は、約60万件（2026年1月末現在）の登録者をかかえる当社公式アプリ「DAIWA PASSPORT」を通じて定期点検の時期やセール情報の通知、割引クーポン配布等を行っており、顧客のライフサイクルにあった販売促進活動を行うことで、自転車販売につなげてまいります。

（4）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

（3）に記載の経営戦略等を実行していくうえで、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりです。

出店拡大

自転車業界は自転車販売事業者数が減少し続けており、寡占化が進みつつあります。このような環境下において出店拡大を続け、業界のキープレイヤーの1社になることが、その後の事業を安定的に営む上で重要であると認識しております。当社はこれまで創業の地である大阪府を中心に関西・関東・中部に出店してまいりました。今後、既存進出エリアにおいてはドミナント出店を進めることに加え、首都圏においてはファミリー層をターゲットとした大型ロードサイド店舗を郊外ベッドタウンに展開する等出店を強化し、中期的には200店舗を目指して出店を加速してまいります。また、インターネット購入時の店舗受取サービス拠点となる店舗を増やすべく、主軸となる大型ロードサイド店舗の出店に加えて、都市部に店舗面積30～40坪の小型店舗のドミナント出店も計画しており、小型電動アシスト車や時間効率の良い修理・点検サービスなど都市部ならではの商品ラインアップとすることを想定しております。

（地域別店舗数の推移）

	2022年1月期	2023年1月期	2024年1月期	2025年1月期	2026年1月期
関西	57	64	75	79	86
関東	36	40	46	52	65
中部	3	3	3	3	3

（注）店舗数にはFC店を含めております。

#### 来客数・集客力の向上

当社は、持続的に成長するためには、当社及び当社商品の知名度を向上させ、新規顧客を継続的に獲得し、顧客数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのため、利便性の高い立地での出店、店舗認知度を高めるためのチラシ・広告等、積極的な販売促進活動により、来客数・集客力を高めてまいります。

#### 「ダイワサイクル」ブランドの認知度向上

少子高齢化・人口減少に伴い、我が国の自転車市場における競争激化が予想される中で、当社がより一層の競争力強化を推し進めていくためには、「ダイワサイクル」ブランドの認知度をより向上させることが重要であります。今後、ドミナント型での出店の拡大や積極的なPR活動、商品品質、サービス品質の向上を通じてさらなるブランドの認知度を向上してまいります。

#### リピート顧客の獲得

自転車は、生活必需品であり、且つ人の成長や趣味・嗜好の変化に合わせて車種を変えて使い続けるものであることから、リピート顧客を獲得していくことが重要であると認識しております。リピート顧客を獲得するためには、自転車を販売するだけでなく、メンテナンスや修理等、販売した後についても責任をもって顧客の自転車生活をサポートすることが重要であると考えております。当社では出張修理サービスやダイワサポートパックの提供、自転車購入時や点検修理、買い替え時の丁寧な接客等を通じてより多くの顧客と良好かつ継続的な関係構築を目指しております。引き続きリピート顧客を獲得し、既存店舗の成長を継続させるため、出張修理サービスの利便性をさらに高めることや、従業員の接客技術と修理技術の向上に努めてまいります。

#### 人材育成

出店拡大の中でサービス品質を維持・向上させるためには、早期の人材育成が不可欠であると認識しております。当社では、研修を「商品知識」「接客」「技術」の3つの分野に分け、定期的な研修及び試験を行っております。また、店長・副店長に対しては店舗運営研修等を行うことで人材の早期育成を図っております。

#### PB比率の向上

商品戦略として、魅力あるラインアップとすることを考えており、価格、品質等で顧客ニーズを的確に捉えることが必要です。これらの実現には、PB商品の取り扱いをこれまで以上に拡充させることが必要であると考えております。一般的にPB商品はNB商品に比べ価格競争力のある商品の開発が可能です。当社では店舗で積極的に顧客ニーズを聞き取り、これを商品開発に生かすことで、顧客ニーズと合致した値ごろ感のある商品を開発、販売しております。今後も継続して顧客の声やニーズをヒアリングし、商品開発に生かしていくことに加えて、PB電動アシスト車のモデルを拡充することでPB比率を向上してまいります。

#### 物流効率の向上

昨今の物流コストの上昇は、当社にとっては仕入コストの上昇となります。この点、運送会社との協力関係を強化することやドミナント型の出店を増やすことにより安定的かつ低コストのロジスティクス体制の構築を進めてまいります。

#### (5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、持続的な事業拡大及び利益成長の観点から、財務関連指標としては売上高成長率及び売上高営業利益率を特に重視しておりますが、重要な経営指標の目標達成状況を計るためのKPI (Key Performance Indicators) としては以下の2点を設定しております。

##### 店舗出店数

##### 自転車売上高に占めるPB商品の割合(直営店のみ、金額ベース)

今後も引き続き店舗数の増加や商品ラインアップの拡充による売上高の増加、売上原価の低減、店舗オペレーションの効率化に取り組むことにより、売上高成長率及び売上高営業利益率の上昇を目指してまいります。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

### (1) サステナビリティに関する考え方

当社は、経営理念「自転車の〔新しいアタリマエ〕を創る」のもとに、自転車により良い人々の暮らしに貢献することを目指しており、社会全体との共栄が当社の持続的な成長にとって不可欠です。そのため、当社は、経営理念及びその実現に向けて解決すべき課題の中から、当社における重要性と社会からの期待度を軸に以下の4項目をサステナビリティに関する重要課題（マテリアリティ）として特定しました。

気候変動等、環境負荷の低減  
自転車を通じた地域社会への貢献  
多様な人材の確保と育成  
持続可能な経営基盤の構築

### (2) ガバナンス

当社は、サステナビリティ活動を重要な経営課題の一つと捉え、この活動を積極的かつ着実に推進するため、取締役会の直属機関としてサステナビリティ委員会を設置しており、サステナビリティ委員会と各部門を連携することで課題解決や施策を迅速に実行に移すことを可能としております。

また、本委員会には、代表取締役社長を委員長とし、当社取締役及び部門長の他、オブザーバーとして常勤社外監査役が参加し、各分野における様々な助言のみならず経営層への監督機能も兼ね備えることで、ガバナンスを強化しております。本委員会では、当社が特定したマテリアリティを中心に、サステナビリティ経営の推進や持続的成長に関する取り組みについて審議・評価し、定期的に取締役会へ報告・提言しております。

### (3) 戦略

[人的資本に関する戦略及び取組]

当社は、出店拡大を目指しており、そのためには人材の確保と育成が最重要であると認識しております。また、長期にわたって女性が活躍できる環境を整えることで、女性のみならず、すべての従業員が安心とやりがいを感じながら、自身の能力を最大限発揮して成長し続けられる職場環境づくりに積極的に取り組んでおります。

具体的な取り組みは次のとおりです。

#### a. 従業員エンゲージメントの向上

お客様により良いサービスを提供し続けるためには、従業員が安心とやりがいを感じながら働ける環境、従業員エンゲージメントの向上が必要不可欠であると考えており、次の取り組みを行っております。

会社の理解	従業員が当社の経営理念や方向性、事業内容をより深く理解できるように、年に1回、正社員全員が集合した方針発表会を実施しております。また、毎月の店長会議などで、役員からのトップメッセージを定期的に発信しております。
共感性・帰属意識	自転車のサークル活動の推進などによるコミュニケーションの活性化、福利厚生の充実に向けて取り組みを進めております。
行動意欲	人事評価制度を整備し、成果に対する適切な評価と納得感のあるフィードバックを実施できるよう努めております。また、改善提案制度により、従業員の声を改善につなげ全店に共有し、良い改善提案を表彰することで、従業員の行動意欲を高め自主的な行動を促すように取り組んでおります。

#### b. 女性活躍等D&Iの推進

より一層、女性の意見を売場づくりや商品開発に活かし、お客様満足度を向上させるために、店舗の役職者（店長及び副店長）への女性登用を進めてまいります。そのために、女性採用比率を上げ、役職者の候補者を増やすとともに、より良い人材の確保に努めます。

また、男性女性を問わず、ワークライフバランスを充実させながら長く働き続けられる環境を整備すべく、男性の育児休暇取得の推進、仕事と育児の両立支援の拡充などに取り組んでおります。

c. 人材の育成

当社は、従業員一人一人が新たな挑戦を楽しみながら自律的に成長できる環境づくり及び従業員が安心して働ける環境づくりを目指しております。新入社員に対する先輩社員によるフォロー制度、社内試験、公的試験の合格支援及び各種表彰制度により上記の環境づくりに努めております。また、毎年人事評価及び評価結果のフィードバックを行っており、これら上司との面談等を通じて、従業員のキャリア形成及び公正な人事評価が行われる仕組みを構築することで、人材の育成や維持に活用することとしております。

d. 安全と健康への取組

心身の健康管理を目的とした年1回のストレスチェックや定期健康診断の実施、家庭環境に配慮した男女の育児・介護休業制度の導入、ハラスメント防止のためのハラスメント研修や内部通報窓口の社内外での設置等様々な制度を導入するなど取り組みを強化しております。また、職場の美化を推進するための従業員への意識調査等を通じて、労働環境の改善と向上等にも努めていく方針です。

(4) リスク管理

サステナビリティに関するリスク管理は、取締役会の直属機関であるサステナビリティ委員会が主体となって行っております。サステナビリティ課題に関連するリスクと機会の識別及び評価は少なくとも年1回以上行い、そこで特定・評価されたリスク・機会は、本委員会で討議を行い、さらにリスク・コンプライアンス委員会、取締役会に連携されることでリスク・機会の特定と対策の状況がモニタリングされる体制をとっております。

(5) 指標及び目標

人的資本に関する戦略及び取り組みに関する指標及び目標、実績は以下のとおりです。

指標	2026年1月期実績	2028年1月期目標
自転車安全整備士及び自転車技士の保有者数	430名	430名以上
年間女性採用数	28名	42名以上
男性育児休業取得率(注)1.2.	85.7%	85.0%以上
正規雇用者離職率(注)3.	11.9%	9.5%未満

- (注) 1. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
2. 男性育休取得率は、「育児休業取得者数÷配偶者が出産した社員数×100」の算式で算出しております。なお、過年度に配偶者が出産した男性労働者が、当事業年度に育児休業等を取得することがあるため、取得率が100%を超えることがあります。
3. 正規雇用者離職率の算出方法は、厚生労働省の雇用動向調査に準じて算出したものであります。

### 3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしもリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。また、以下の記載は当社の事業もしくは当社株式への投資判断に関連するリスクを完全に網羅するものではなく、記載された事項以外の予見できないリスクも存在します。このようリスクが現実化した場合には、当社の事業、経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があります。

#### (1) 新規出店について

当社は、今後も新規出店を進めていく予定ではありますが、出店候補地が確保できない場合、出店に必要な人材が確保できない場合、出店後近隣に競合他社が出店した場合、また、その他新規出店に際し当社に予期せぬ事由が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。この点、出店候補地を安定的に確保できるよう、社内店舗開発担当者の教育に加え、必要に応じ外部人材を活用しております。また、店舗を運営する人材を安定的に確保し、早期に育成できるよう、従来の大卒新卒採用に加え、高卒新卒採用及び中途採用にも注力しております。

#### (2) 業績の季節偏重について

当社の主要販売商品である自転車及び自転車関連商品（パーツ・アクセサリ）は、春の入学・入社シーズンが最需要期となるため、当社においては上期の売上高は下期と比べ多くなる傾向があります。また、固定費は売上高に比べて年度を通しての変動が小さいことから、営業利益の割合は上期に偏る傾向があります。

#### (3) 為替変動リスクについて

当社は、PB商品を主に中国から輸入しております。また、NB商品の多くが中国で組み立てられ、日本に輸入されております。

商品に関しましては、海外仕入先との仕入価格改定の交渉とともに国内仕入先との価格改定の交渉等を併せて行っており、決済においても複数通貨の選択肢を確保することで為替変動のリスクを一定程度ヘッジしておりますが、為替の変動幅が予想以上に大きくなった場合に、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

#### (4) PB商品について

当社のPB商品は主に中国の委託生産工場から仕入れているため、現地の人件費や物価の高騰、コンテナ運賃の高騰、中国当局の環境規制や輸出政策により、仕入単価の上昇や仕入商品の不足等が起きる可能性があります。当社といたしましては複数の製造委託先工場を確保し、仕入価格の低減策及び仕入商品不足への対策を講じておりますが、これらの事象が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

#### (5) 原材料価格の高騰リスクについて

当社の主要な商品である自転車車体にはスチールやアルミ等の鉄鋼素材やカーボン樹脂が使われています。また、タイヤには主に合成ゴムが使われています。当該原材料の価格は自然災害、市場動向、経済情勢、燃料費、為替等の影響により高騰する場合があります。当該原材料の高騰に合わせて商品の仕入価格が高騰した場合、仕入先との交渉や代替可能な原材料等の採用によって仕入価格の抑制に努めますが、仕入価格の抑制に対応できない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

#### (6) 固定資産の減損について

当社は、店舗の内部造作等に係る固定資産等を保有しています。減損が発生することの無いよう、新規出店時には当該店舗の将来的な収益性を精緻に分析したうえで出店を行っており、出店後は取締役会において月次で業績を確認し必要に応じて対策を実施しておりますが、店舗等の収益性の低下により各店舗等に係る固定資産の簿価が回収できない場合、減損損失が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

#### (7) 人材の確保及び育成について

自転車は販売して終わる商品ではなく、修理や部品交換等、定期的にメンテナンスが必要な商品です。また、自転車の整備や修理ができる人材の育成には時間がかかります。したがって、新規出店等を見越した採用を今後も継続してまいります。人材の採用数の低下や離職率の上昇等により店舗数の拡大ペースに対応した人材の確保・育

成に支障をきたすといった場合には、出店ペースの減速、顧客に対するサービスの質の低下等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

#### (8) 法的規制等について

当社は、事業活動を行う上で、道路交通法、消防法、景品表示法、電気用品安全法、取適法（旧下請法）、独占禁止法、個人情報保護法等の様々な法規制の適用を受けております。当社では、これらの法令等を遵守し、許認可等の更新に支障が出ないようにする等、従業員に対するコンプライアンスの徹底を行っております。加えて、当社は、現時点の法規制に従って業務を遂行しており、また、弁護士や外部諸団体を通じて新たな法的規制の改正情報や公開された策定プロセス等を入手することにより、事前のリスク軽減対策を講じております。しかしながら、予測することができない規制の改廃や新たな法的規制が設けられ、従来どおりの事業活動が制限される場合等には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

#### (9) 顧客情報の管理について

当社は、自転車を購入した顧客に対し、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（1980年11月25日法律第87号）」に基づく自転車防犯登録の勧奨や、ダイワサポートパック（当社会員サービス制度）への入会による盗難補償、無料点検、各種割引等のサービスを提供しています。また、インターネットによる通信販売も行なっております。

そのため、顧客情報を「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、インターネットによる通信販売においても、外部から不正アクセスができないようにファイアウォール等のセキュリティ手段を講じております。

このように顧客情報の管理には万全を期していますが、不正アクセス等により顧客情報が外部に流出した場合には、当社における直接的損害や当社に対する信用の低下等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

#### (10) 特定の人物への依存について

当社の代表取締役社長である浦本宜央は、当社のこれまでの成長における中心的人物であり、経営方針や事業戦略の決定及びその実行において重要な役割を果たしております。当社においては、特定の人物に依存しない体制を構築するべく、幹部社員への情報共有や権限の委譲、マネジメントを担い得る人材の採用・育成によって同氏に過度に依存しない組織体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を遂行することが困難になった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

#### (11) 自然災害等による影響について

当社の営業拠点は、その多くが首都圏及び近畿圏に集中しております。これらの地域において万一、大規模な地震・風水害等の自然災害やテロ行為が発生し、通常の営業活動が困難になった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

#### (12) 他社との競合について

当社の主力商品である自転車は、専門店やホームセンター、家電量販店等の既存チャネルの競合に加え、インターネット販売等のチャネルにおいても厳しい競争にさらされております。このような状況の下、当社では幅広い品揃えや居心地の良い店舗空間の演出、顧客に寄り添う接客等、他社との差別化に努めておりますが、十分に差別化できなかった場合等には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

#### (13) 品質管理について

当社店舗においては、顧客より注文のあった自転車を組立・整備の上、引渡しを行っております。当該組立・整備上の瑕疵が原因で、販売した自転車による顧客の事故、負傷等が発生した場合、その損害の賠償又は補償を求められる可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

またPB商品においては、当社仕様による商品をメーカーに製造委託し、当社オリジナルブランドとして販売しているため、製造物責任法（PL法）の適用を受けます。それらの企画発注に関しては、国内・海外のいずれにおいても日本工業規格（JIS規格）適合を最低条件とし、より厳しい当社独自の品質基準を設定して、部品調達、メーカーの選定を行なっております。また、製造委託先メーカーの工場へ当社従業員が定期的に巡回し、品質の向上に努めております。さらに、製造物責任賠償についてはPL保険に加入しております。しかしながら、PB商品に欠陥が見つかった場合等には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

#### (14) 感染症拡大の影響について

今後、新型コロナウイルス感染症又はこれと同様に生命に重要な影響を与える新たな感染症の拡大が蔓延することで、各地方自治体からの外出自粛要請等による消費マインドの悪化や営業時間の短縮等の措置により、当社が運営する店舗の営業活動に影響が出る可能性があります。また、自転車の主要生産国である中国の委託生産工場の稼

働停止により商品の調達が難しくなる可能性があり、その場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(15) 国内景気の動向・人口減少について

当社は国内に店舗を展開し、商品・サービスを提供しております。そのため、今後の国内景気の動向や日本国内での人口減少によって想定以上に国内での販売量が減少した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(16) 知的財産権に係るリスクについて

当社の主要なPB商品については商標権を取得するなどその知的財産権を保護する一方で、第三者の知的財産権を侵害しないよう当社内で確認したうえで、必要に応じて弁理士等の専門家に相談しております。しかし、当社が第三者から知的財産権侵害の訴訟、使用差止請求等を受けた場合、又は第三者が当社の知的財産権を侵害するような場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(17) システムトラブルについて

当社は、通信ネットワークやコンピューターシステムを利用し、商品の仕入や販売等多岐にわたる業務を実施しております。また、ECサイトを運営しております。当社は社内のコンピューターシステムに関してクラウドサービスの利用やバックアップ体制を確立すること等による災害対策を講じておりますが、想定外の自然災害及び外部からのサイバー攻撃等によるソフト及びハードウェア障害等のシステムトラブルが発生した場合、業務に支障をきたすこととなり、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(18) 配当政策について

当社は、将来の積極的な事業展開と経営環境の急激な変化に備えた経営体質の構築に必要な内部留保を確保するとともに、株主への安定的かつ継続的な利益還元を経営の重要施策として、業績を勘案しながら配当を行うことを基本方針としております。しかしながら、業績の低迷等により安定的な配当が維持できなくなる可能性があります。

(19) 訴訟・係争等について

当社は本書提出日現在において、重大な訴訟を提起されている事実はございません。当社が事業活動を行うにあたっては、各種法令を理解し、社内規程等とあわせて遵守することに最善の努力をしておりますが、顧客及び取引先等から当社商品についての不備等により、訴訟・係争等の対象となる可能性があります。これらの訴訟・係争等の発生は予測困難であり、またそのような訴訟・係争等が発生した場合において、その解決には相当の時間と費用を要することが多く、結果を予測することには不確実性が伴います。このような訴訟・係争等が発生し、予期せぬ結果となった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(20) 資金使途について

株式上場時に行った公募による調達資金の使途については、出店にかかる設備投資に充当する予定です。しかしながら、事業環境が急激に変化することも考えられるため、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても、想定通りの投資効果を得られない可能性があります。また、市場環境の変化により、当初の計画を変更し、調達資金を上記以外の目的で使用する可能性があり、その場合には、速やかに資金使途の変更について開示を行う予定であります。

(21) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社では、当社の役員及び従業員に対しインセンティブとして新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(22) 大株主について

当社の代表取締役社長である涌本宜央及び同人の資産管理会社である株式会社WAKUMOTOの所有株式数は、当事業年度末時点において発行済株式総数の65.3%を所有し、当社の大株主となっております。涌本宜央及び同人の資産管理会社は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。涌本宜央は、当社の創業者出身であるとともに代表取締役社長であるため、当社といたしましても安定株主であると認識しておりますが、将来的に何らかの事情により当社株式が売却された場合には、当社株式の市場価格及び流通状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

##### (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態の状況

##### （資産）

当事業年度末における資産合計は9,584,519千円となり、前事業年度末に比べ992,226千円増加いたしました。これは主に、有価証券が500,000千円、商品が431,532千円、有形固定資産が319,322千円及び投資その他の資産が240,595千円増加したことによるものです。

##### （負債）

当事業年度末における負債合計は3,273,261千円となり、前事業年度末に比べ211,620千円増加いたしました。これは主に、契約負債が173,799千円、未払費用が75,210千円及び預り金40,091千円が増加したことによるものです。

##### （純資産）

当事業年度末における純資産合計は6,311,257千円となり、前事業年度末に比べ780,606千円増加いたしました。これは主に、当期純利益948,553千円の計上により増加したものの、剰余金の配当により181,137千円減少したことによるものです。この結果、自己資本比率は65.8%（前事業年度末は64.4%）となりました。

##### 経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、社会経済活動の活発化に伴う雇用情勢の改善などを受け、緩やかな回復基調が見られるものの、長期化する円安基調、物価上昇の継続や金利の上昇などによる個人消費の減速懸念、米国の通商政策の影響懸念などから依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社におきまして、商品面では、当社の主力商品である電動アシスト車において、NB商品に比べてお手頃価格であり快適さを追求した子ども乗せタイプのPB電動アシスト車を発売いたしました。販売面では、需要期にあわせて設立35周年感謝祭、W感謝祭、ブラックフライデー等のセールを行ったほか、売れ筋商品の欠品抑制につとめるとともに、自転車の修理需要の増加に対応するために整備及び修理の教育に注力いたしました。また、人材面では、店舗社員の年間休日数を増やすことで、ワークライフバランスの向上と人材の定着につとめました。

出退店の状況につきましては、直営店として関西に7店舗、関東に13店舗の計20店舗を出店いたしました。またフランチャイズ店舗（以下、「FC店」）であった関西2店舗を直営化いたしました。この結果、当事業年度末の店舗数は、直営店150店舗、FC店4店舗の154店舗となりました。

##### （第36期業績概況）

このような活動の結果、当事業年度におきましては、以下のとおりとなりました。

売上高	21,106,860千円	（前年同期比	15.0%増）
営業利益	1,416,426千円	（前年同期比	3.0%増）
経常利益	1,434,991千円	（前年同期比	3.5%増）
当期純利益	948,553千円	（前年同期比	5.6%増）

なお、当社の事業は「自転車関連販売事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

##### キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ702,163千円減少し、当事業年度末には1,518,176千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は732,262千円（前事業年度は1,153,266千円の増加）となりました。

主な増加要因は、税引前当期純利益1,434,991千円、減価償却費190,986千円及び契約負債の増加額173,799千円であり、主な減少要因は、法人税等の支払額592,069千円、棚卸資産の増加額465,742千円及び売上債権の増加額163,503千円によるものです。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は、1,266,515千円（前事業年度は494,996千円の減少）となりました。

これは主に、有価証券の取得による支出500,000千円、有形固定資産の取得による支出477,294千円、差入保証金の差入による支出157,839千円によるものです。

## (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は167,898千円(前事業年度は122,154千円の減少)となりました。

増加要因は、株式の発行による収入13,529千円であり、主な減少要因は、配当金の支払額181,088千円によるものです。

## 生産、受注及び販売の実績

## a. 生産実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

## b. 仕入実績

当事業年度の仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)	
	仕入高(千円)	前年同期比(%)
自転車	10,622,398	117.0
パーツ・アクセサリ	1,387,329	115.0
その他	340,599	107.4
合計	12,350,328	116.5

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。

2. その他には、運賃、輸入諸掛等が含まれております。

## c. 受注実績

当社の事業は、提供する商品・サービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

## d. 販売実績

当社は、「自転車関連販売事業」の単一セグメントとして事業を行っておりますが、当事業年度の販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
自転車	15,643,490	115.5
パーツ・アクセサリ	3,155,275	113.5
その他	2,308,094	113.9
合計	21,106,860	115.0

(注) 1. その他は、修理代、TSマーク(自転車向け保険)、ダイワサポートパック加入料等となっております。

2. 主な相手別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りに関しては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる可能性があります。

重要な会計方針及び見積りに関しましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」及び「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高)

当事業年度における売上高は、前事業年度と比べ2,757,535千円増加し、21,106,860千円(前年同期比15.0%増)となりました。これは主に、店舗数の増加や電動アシスト車の販売が好調だったことによるものです。なお、売上高の内訳の詳細については、「(1) 経営成績等の状況の概要 生産、受注及び販売の実績 d.販売実績」をご参照ください。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度における売上原価は、前事業年度と比べ1,698,248千円増加し、11,906,455千円(同16.6%増)となりました。これは主に売上高増加に伴う仕入れの増加によるものです。この結果、当事業年度における売上総利益は、前事業年度と比べ1,059,287千円増加し、9,200,404千円(同13.0%増)となりました。なお、仕入高の内訳の詳細については、「(1) 経営成績等の状況の概要 生産、受注及び販売の実績 b.仕入実績」をご参照ください。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、前事業年度と比べ1,018,672千円増加し、7,783,978千円(同15.1%増)となりました。これは主に、新規出店に伴い、減価償却費や賃借料等が増加したことや、人員増加に伴う人件費の増加などによるものです。この結果、当事業年度における営業利益は、前事業年度と比べ40,614千円増加し、1,416,426千円(同3.0%増)となりました。

(営業外損益、経常利益)

当事業年度における営業外収益は、26,678千円(同46.3%増)となりました。これは主に助成金収入や受取利息によるものです。営業外費用は、主に為替差損や固定資産除却損により8,112千円(同5.8%増)となりました。この結果、当事業年度における経常利益は、前事業年度と比べ48,610千円増加し、1,434,991千円(同3.5%増)となりました。

(特別損益、当期純利益)

当事業年度における特別損益はありませんでした。この結果、当事業年度における当期純利益は、948,553千円(同5.6%増)となりました。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の当事業年度のキャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「(1) 経営成績等の状況の概要  
キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社は、事業活動に必要な資金を安定的に確保するため、主として内部資金を活用し、不足分は金融機関からの借入により資金調達を行うこととしております。設備投資をする場合等、必要に応じてエクイティファイナンスも検討する方針です。当社の資金需要のうち主なものは、新規出店に関連する費用です。この資金需要に対する財源は、株式上市時に行った公募による調達資金及び営業活動で得られる自己資金であります。また、当事業年度末におけるネットキャッシュは1,518,176千円であり、手許資金の流動性を確保しております。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に対する経営者としての今後の方針・対策等

当社は、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、財務関連指標としては売上高成長率及び売上高営業利益率を特に重視しておりますが、重要な経営指標の目標達成状況を計るためのKPIとして、店舗出店数、自転車売上高に占めるPB商品の割合（直営店のみ、金額ベース）を設定しております。

各指標の推移は以下のとおりです。当社は毎期10%以上の売上高成長率を目標としており、2026年1月期は目標を達成いたしました。売上高営業利益率は、出店を加速させたことによる出店関連費用の増加等が影響し前事業年度より下降しております。また、店舗出店数は毎期15店舗以上の新規出店を目標としており、2026年1月期は20店舗の出店（FC直営化2店舗除く）となりました。自転車売上高に占めるPB商品の割合は当事業年度末時点で33.7%であります。

財務関連指標	2025年1月期 (前事業年度)	2026年1月期 (当事業年度)
(参考)売上高(百万円)	18,349	21,106
売上高成長率(%)	19.6	15.0
売上高営業利益率(%)	7.5	6.7

KPI	2025年1月期 (前事業年度)			2026年1月期 (当事業年度)		
	期初店舗数	出店数	期末店舗数	期初店舗数	出店数	期末店舗数
出店店舗数	124	10	134	134	20	154
自転車売上高に占めるPB商品の割合	34.6%			33.7%		

(注) 出店店舗数にはFC店が含まれております。

## 5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

特に記載すべき事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、販売網の拡充のため新たに直営店20店舗を出店し、FC店舗であった関西2店舗を直営化いたしました。また、設備の修繕・更新等を実施するために既存店の改修を行いました。その結果、設備投資総額は、有形・無形固定資産482,999千円、建設協力金105,000千円及び賃貸借契約に係る差入保証金157,839千円の総額745,839千円となりました。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社は「自転車関連販売事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

事業所別設備の状況

2026年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	構築物 (千円)	工具、器具及び 備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
新所沢店他7店舗 (埼玉県)	店舗設備	35,539	3,001	1,911	-	40,452	29 (5)
葛飾店他27店舗 (東京都)	店舗設備	248,671	28,832	35,401	-	312,905	109 (24)
幸店他16店舗 (神奈川県)	店舗設備	140,217	19,669	16,687	-	176,574	71 (17)
東千葉店他10店舗 (千葉県)	店舗設備	109,932	5,488	10,596	-	126,017	36 (8)
滝子店他2店舗 (愛知県)	店舗設備	804	514	393	-	1,712	11 (1)
京橋店他56店舗 (大阪府)	店舗設備	269,961	37,332	29,831	-	337,125	290 (40)
今出川店他5店舗 (京都府)	店舗設備	77,139	5,970	4,673	-	87,783	25 (4)
杭瀬店他15店舗 (兵庫県)	店舗設備	121,551	7,804	17,419	-	146,775	65 (5)
田原本店他2店舗 (奈良県)	店舗設備	1,921	244	114	-	2,279	9 (-)
守山店1店舗 (滋賀県)	店舗設備	22,957	1,693	2,245	-	26,896	3 (1)
本社 (大阪府吹田市)	統括業務 施設	41,523	-	14,325	21,061	76,910	107 (17)
関西物流センター (大阪府門真市)	物流業務 施設	674	-	562	-	1,236	- (-)
インターネット店 (神奈川県川崎市高津区)	通信販売 業務施設	2,582	-	-	23,345	25,928	3 (1)

(注) 1. 帳簿価額には、ソフトウェア仮勘定は含んでおりません。

2. 従業員数は、就業人員数であります。

3. 従業員数欄の人数のうち( )内は、外書きで臨時雇用者の年間の平均人員数を記載しており、1人当たり1日8時間換算にて算出しております。

4. 当社の事業は、「自転車関連販売事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

5. 神奈川県にあります川崎野川店にはダイワサイクルプロが併設されておりますが、帳簿価額・従業員数は1店舗分として表示しております。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気動向、業界動向及び投資効率等を総合的に勘案しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
店舗2店 (東京都)	店舗設備	59,458	13,230	自己資金及び 増資資金	2026年1月～ 2026年3月	2026年2月～ 2026年8月	(注)3
店舗4店 (神奈川県)	店舗設備	142,438	49,442	自己資金及び 増資資金	2025年5月～ 2026年2月	2026年1月～ 2026年6月	(注)3
店舗3店 (千葉県)	店舗設備	136,650	47,500	自己資金及び 増資資金	2025年7月～ 2026年5月	2026年6月～ 2026年12月	(注)3
店舗1店 (兵庫県)	店舗設備	75,750	7,200	自己資金及び 増資資金	2026年6月	2026年9月	(注)3

(注) 1. 上記の金額には、有形固定資産のほか建設協力金、差入保証金を含めて記載しております。

2. 当社の事業は、「自転車関連販売事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3. 完成後の増加能力につきましては、見積もることが困難であることから、記載を省略しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年1月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年4月23日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,758,000	2,758,600	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,758,000	2,758,600	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2026年4月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

##### 第1回新株予約権(2020年11月4日臨時株主総会決議)

決議年月日	2020年11月4日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 101
新株予約権の数(個)	560 [ 555 ]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 56,000 [ 55,500 ] (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	959 (注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2022年11月5日 至 2030年11月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 959 資本組入額 480 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2026年1月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年3月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとします。

### 3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問その他これに準じる地位を有していなければならないものとします。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではないものとします。

新株予約権者の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とします。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとします。

新株予約権者は、行使の条件に加え、下記の期間内においては割当てられた新株予約権の総数に次の割合を乗じた数（ただし、かかる方法により計算した新株予約権のうち1個未満の部分については切り上げる。）を超える新株予約権の行使をすることができないものとします。

- ・権利行使日が可能になる日（以下、「権利行使可能日」という。）から1年を経過する日まで 4分の1
- ・権利行使可能日から1年経過日の翌日から2年を経過するまで 2分の1
- ・権利行使可能日から2年経過日の翌日から3年を経過するまで 4分の3
- ・権利行使可能日から3年経過日の翌日から 4分の4

ただし、権利行使可能日が2026年以降に到来する場合は、上記にかかわらず、割当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとします。

### 4. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

5. 組織再編行為を実施する際の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

新株予約権割当契約書に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権割当契約書に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権割当契約書に準じて決定します。

6. 2023年4月19日開催の取締役会決議により、2023年4月27日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第2回新株予約権（2021年10月29日臨時株主総会決議）

決議年月日	2021年11月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 55
新株予約権の数（個）	255 [ 254 ]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 25,500 [ 25,400 ]（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,202（注）2、6
新株予約権の行使期間	自 2023年12月1日 至 2031年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,202 資本組入額 601（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2026年1月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年3月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2．新株予約権の割当日後、当社が株式の分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとします。

### 3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問その他これに準じる地位を有していなければならないものとします。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではないものとします。

新株予約権者の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とします。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとします。

新株予約権者は、行使の条件に加え、下記の期間内においては割当てられた新株予約権の総数に次の割合を乗じた数（ただし、かかる方法により計算した新株予約権のうち1個未満の部分については切り上げる。）を超える新株予約権の行使をすることができないものとします。

- ・ 権利行使日が可能になる日（以下、「権利行使可能日」という。）から1年を経過する日まで 4分の1
- ・ 権利行使可能日から1年経過日の翌日から2年を経過するまで 2分の1
- ・ 権利行使可能日から2年経過日の翌日から3年を経過するまで 4分の3
- ・ 権利行使可能日から3年経過日の翌日から 4分の4

ただし、権利行使可能日が2027年以降に到来する場合は、上記にかかわらず、割当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとします。

### 4. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

### 5. 組織再編行為を実施する際の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

新株予約権割当契約書に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 新株予約権割当契約書に準じて決定します。  
 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとします。  
 新株予約権の取得事由及び条件  
 新株予約権割当契約書に準じて決定します。

6. 2023年4月19日開催の取締役会決議により、2023年4月27日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2023年4月27日 (注)1	1,980,000	2,000,000	-	10,000	-	-
2023年11月7日 (注)2	600,000	2,600,000	444,360	454,360	444,360	444,360
2023年12月4日 (注)3	120,000	2,720,000	88,872	543,232	88,872	533,232
2023年2月1日～ 2024年1月31日 (注)4	12,600	2,732,600	6,350	549,582	6,340	539,572
2024年2月1日～ 2025年1月31日 (注)4	11,900	2,744,500	5,857	555,439	5,846	545,418
2025年2月1日～ 2026年1月31日 (注)4	13,500	2,758,000	6,770	562,210	6,759	552,178

(注)1. 株式分割(1:100)によるものであります。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,610円  
 引受価額 1,481.20円  
 資本組入額 740.60円  
 払込金総額 888,720千円

3. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,481.20円  
 資本組入額 740.60円

割当先 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

4. 新株予約権の行使による増加であります。

5. 2026年2月1日から2026年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が600株、資本金が300千円及び資本準備金が299千円増加しております。

6. 2023年10月5日付「有価証券届出書」、2023年10月20日付及び2023年10月27日付「有価証券届出書の訂正届出書」にて公表いたしました「第一部 証券情報 第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」について、2025年3月17日付で公表いたしました「上場調達資金支出予定時期の変更に関するお知らせ」に基づき、以下のとおり変更いたしました。

(1) 上場調達資金支出予定時期の変更の理由

当社は、東京証券取引所グロース市場への上場時に調達した資金を全額新規店舗出店のための設備投資費用として2025年1月期に551百万円、2026年1月期に500百万円を充当することを予定しておりましたが、2025年1月期において、新規店舗出店が予定通り進行しなかったこと等を鑑み、支出予定時期を変更することといたしました。

(2) 変更の内容

資金の支出予定時期の変更の内容は次のとおりです。変更箇所には下線を付しております。

(変更前)

具体的な使途	時期	金額(百万円)
新規店舗出店のための設備投資費用	2025年1月期	551
	2026年1月期	500
	合計	1,051

(変更後)

具体的な使途	時期	金額(百万円)
新規店舗出店のための設備投資費用	2025年1月期	389
	2026年1月期	500
	2027年1月期	162
	合計	1,051

(5) 【所有者別状況】

2026年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	15	17	17	1	1,206	1,260	-
所有株式数(単元)	-	1,014	905	283	1,209	3	24,137	27,551	2,900
所有株式数の割合(%)	-	3.68	3.28	1.03	4.39	0.01	87.61	100	-

- (注) 1. 当社代表取締役社長涌本宜央の資産管理会社である株式会社WAKUMOTOが保有する株式1,400,000株は、涌本の実質所有として個人その他に含めて記載しております。  
2. 自己株式78株は、「単元未満株式の状況」に78株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2026年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社WAKUMOTO	大阪府八尾市南本町1-2-18	1,400,000	50.76
涌本 宜央	大阪府八尾市	400,000	14.50
田中 幸夫	大阪府大阪市北区	59,300	2.15
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	54,116	1.96
ヨシダ トモヒロ	大阪府大阪市淀川区	50,200	1.82
ダイワサイクル従業員持株会	大阪府吹田市江坂町1-12-38	45,200	1.64
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	44,600	1.62
門田 洋	神奈川県小田原市	38,000	1.38
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR	31,900	1.16
THE NOMURA TRUST AND BANKING CO., LTD. AS THE TRUSTEE OF REPURCHASE AGREEMENT MOTHER FUND (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	2-2-2 OTEMACHI, CHIYODA-KU, TOKYO, JAPAN (東京都新宿区新宿6-27-30)	23,500	0.85
計	-	2,146,816	77.84

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2026年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,755,100	27,551	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,900	-	-
発行済株式総数	2,758,000	-	-
総株主の議決権	-	27,551	-

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が78株含まれております。

## 【自己株式等】

2026年1月31日の自己株式数は単元未満株式として78株保有しております。

## 2【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

#### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	78	339,900
当期間における取得自己株式	47	183,065

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年4月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

#### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	78	-	125	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2026年4月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

## 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。将来の積極的な事業展開と経営環境の急激な変化に備えた経営体質の構築に必要な内部留保を確保するとともに、株主への安定的かつ継続的な利益還元を経営の重要施策として、業績を勘案しながら年間配当性向20%を目途に配当を実施する方針です。内部留保資金につきましては、経営基盤の安定に向けた財務体質の強化及び事業成長に向けた投資のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会であります。

2026年1月期の期末配当につきましては、上記の配当の基本方針に基づき、2026年4月24日開催予定の定時株主総会にて1株当たり70円の普通配当を決議する予定であります。この結果、当事業年度の配当性向は20.3%となる予定であります。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下を予定しております。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2026年4月24日 定時株主総会決議(予定)	193,054	70

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念「自転車の〔新しいアタリマエ〕を創る」の下に、自転車でより良い人々の暮らしに貢献することを目指しており、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員等のステークホルダー、さらには社会全体との共栄及び当社の持続的な成長と企業価値の最大化を目指して事業展開を行うことを経営の基本方針としております。そして、業務の適正性を確保するために必要な体制の確保・整備は、経営上必要なプロセスであると認識し、経営効率化を図りつつ経営チェック機能の充実、リスク管理・コンプライアンス体制の強化等、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを推進しております。

#### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

##### (企業統治の体制の概要)

##### a 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名(うち、社外取締役1名)で構成されております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款及び法令等に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。なお、経営に対する牽制機能を果たすべく、監査役3名が取締役会に出席しております。

##### b 監査役及び監査役会

当社の監査役会は3名(うち、社外監査役3名)で構成され、1名が常勤監査役であります。また、非常勤社外監査役2名のうち1名は弁護士、もう1名は公認会計士及び税理士であります。監査役は取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査役は、監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時監査役会を開催することとしております。また、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

##### c 経営会議

当社の経営会議は、業務執行の推進を目的として、社内取締役及び常勤監査役に加え、その他代表取締役社長が指名する者で構成され、原則として週1回開催しております。経営会議では、各部門の業務執行を含む全社的な情報共有を行うとともに、当社の組織、運営、その他の経営に関する重要な事項の審議を行っております。

##### d 任意の指名・報酬委員会

当社の指名・報酬委員会は、独立社外取締役である大久保修三を委員長とし、委員は代表取締役社長涌本宜央、独立社外監査役永井康及び独立社外監査役若山満教の計4名で構成されております。取締役及び監査役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として取締役会より諮問を受けた事項について審議を行い、審議結果を取締役会に答申しております。

##### e リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、取締役5名(うち、社外取締役1名)、監査役3名(うち、社外監査役3名)、総務部長、内部監査室長で構成されており、原則として四半期に1回開催しております。当社を取り巻く多様なリスクに関する管理体制を強固なものとするべく、想定されるリスクの抽出やそれぞれのリスクに対する対応状況等、当社のリスク及びコンプライアンスに関する事項等について検討、審議を行っております。

##### f サステナビリティ委員会

当社のサステナビリティ委員会は、代表取締役社長を委員長とし、当社取締役及び部門長から構成され、当社のサステナビリティに関する基本方針や重要課題(マテリアリティ)の特定、重要課題に基づく目標設定、進捗状況のモニタリング、活動状況の評価を行い、定期的に取締役会に報告・提言を行っております。また、常勤社外監査役がオブザーバーとして参加することで、委員会の有効性を高めております。

##### g 内部監査室

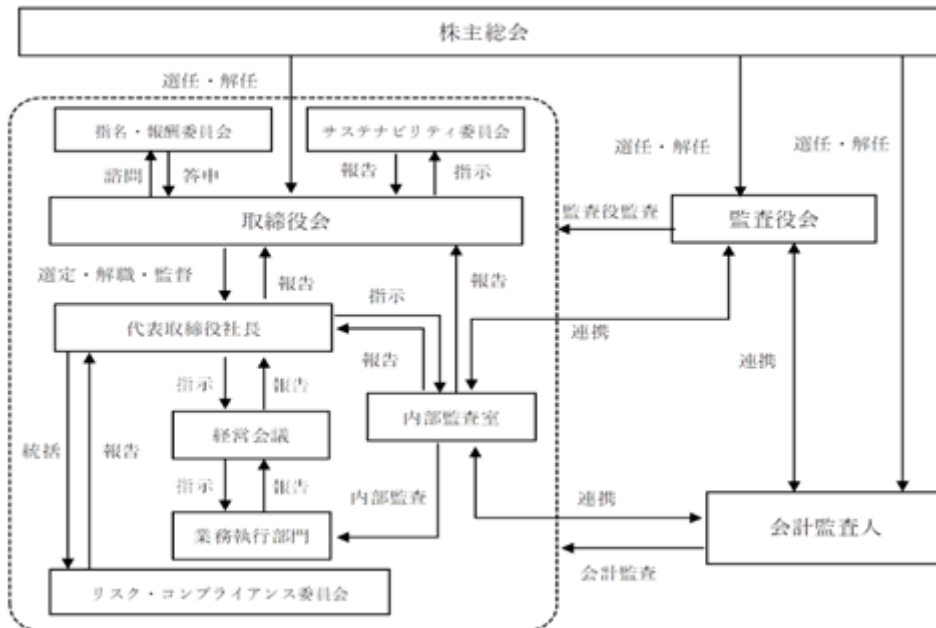
当社は、他の業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査室を設け、内部監査室長1名及び内部監査担当者1名を任命しております。

内部監査室は、監査役及び会計監査人と情報共有を行うなど連携を密にし、監査に必要な情報の共有化を図ることにより、監査の実効性を高めております。

## h 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりであります。



## (当該体制を採用する理由)

当社は、経営の透明性の確保・向上及び経営環境の変化に対する迅速な対応を図ることを基本的な考え方としております。業務執行に関しては、取締役会による監督を行っており、社外取締役（1名）及び社外監査役（3名）は、独立役員の資格を有しており、客観的、中立的な立場からの助言・提言により、監視・監査体制の強化を図っております。また、リスク・コンプライアンス委員会の設置等により、経営監視機能を充実させております。このように社外取締役及び社外監査役が独立・公正な立場で、経営陣の職務執行状況を監視・監督するガバナンス体制が整っているため、上記体制を採用しております。

## 企業統治に関するその他の事項

## a 内部統制システムの整備の状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するため、内部統制システムの基本方針を定めております。

## (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が継続、発展していくためには、全ての取締役及び使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持って行動することが必要であると認識しており、必要に応じ適宜コンプライアンスに関する教育・普及活動を行っております。

- ・取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業経営に努めます。
- ・取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役に報告します。また、各取締役の業務執行状況についても相互に監督します。
- ・取締役会は、「取締役会規程」、取締役・使用人は「職務権限規程」等の社内規程に基づく職務の執行により、権限の適正化を図ります。
- ・定期的実施する内部監査では、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無について監査するとともに、その結果を代表取締役社長に速やかに報告する体制を構築します。

## (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の社内重要書類及びこれらの情報については、「文書管理規程」等の規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し適切に保管及び管理する体制を構築します。

## (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は事業活動上の重大な危険、損害の恐れ（リスク）については、「リスク管理規程」に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や、リスクが発生した際はリスク・コンプライアンス委員会の指示のもと、適切に対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制構築に努めます。また、外部機関を活用した与信管理や、法律事務所と顧問契約を締結し、重要な法律問題につき適時アドバイスを受けることにより、法的リスクの軽減に努めます。

(d)．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を開催し、「取締役会規程」及び「職務権限規程」において、取締役会において決議又は報告が必要な事項を定めております。

日常の職務執行については、各社内諸規程・マニュアル等に定めており、必要に応じて規程の見直しを行うことで、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築します。

(e)．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置します。

(f)．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の求めにより監査役補助者として使用人を配置した場合、その職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等については、監査役と取締役の協議によるものとし、補助使用人の独立性について十分留意するものとします。また、監査役は必要に応じ適宜当該使用人に対し、業務執行の報告を求めることができるものとします。

(g)．取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- ・監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、取締役又は使用人にその説明を求めることができる体制を構築します。
- ・取締役は、担当する業務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告します。
- ・使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や、重大な法令又は定款違反事実を知ったときには、速やかに監査役に報告します。

(h)．前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して前号の報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告を理由として不利益な扱いを禁止し、内部通報に関する社内規程に準じた取り扱いとします。

(i)．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(j)．その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、意見交換を行う体制とします。
- ・監査役は、必要に応じて適宜、会計監査人及び内部監査人との情報交換会を開催します。

b 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

当社は、反社会的勢力の排除のため、「いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。」ということの基本方針としております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (a)．反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化しております。取引先については、取引開始や契約更新のタイミングにおけるチェックを徹底しております。また、既存取引先については定期的に反社チェックを実施することにより、これらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を開始しない又は取引を解消する方針であります。
- (b)．総務部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行います。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図っております。
- (c)．反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察、暴力追放推進センター及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築いたします。

c リスク管理体制の整備の状況

- (a)．リスク管理体制の整備状況

当社は、持続的な成長を確保するため「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。また、リスク・コンプライアンス委員会において、リスク管理チェックシートによるリスク管理、及びリスク分析を行い、取締役会においてこれらの結果の報告等を行うという体制を構築しております。さらに、「内部監査規程」を制定し、それに基づく内部監査において、リスク管理体制全般の適切性、有効性を検証しております。

(b) . コンプライアンス体制の整備状況

当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、リスク・コンプライアンス委員会でのコンプライアンス事項の検討やコンプライアンスについての勉強会の開催等により、その周知の徹底を図るとともに内部監査及び監査役監査により、法令及び規程等の遵守状況を確認しております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として、内部通報制度を整備しております。

(c) . 情報セキュリティ、個人情報保護等のための体制の整備状況

当社は、業務上取り扱う顧客等の情報及び当社の企業情報を各種漏洩リスクから守るため、「個人情報取扱規程」、「情報システム管理規程」を制定し、当社の情報資産の保護に万全を尽くすとともに、情報システムの有効性、効率性、機密性等の確保を図っております。また、情報セキュリティについての勉強会の開催等により、その周知徹底と遵守を図っております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

a . 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年7月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

b . 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

責任限定契約の内容の概要

a . 非業務執行取締役及び監査役との間で締結した責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

b . 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人材の確保、職務執行における萎縮の防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は役員及び管理・監督の立場にある従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害などは補填の対象としないこととするなど一定の免責事由があります。

定款で定めた取締役の員数

当社は、取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

#### 取締役会の活動状況

当事業年度における取締役会の構成、出席及び具体的な検討内容等は次のとおりです。

役職	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	涌本 宜央	13回	13回
取締役管理本部長	齋藤 勇治	13回	13回
取締役商品・マーケティング本部長	金子 陽一	13回	13回
取締役営業本部長	伊藤 亮太	13回	13回
社外取締役	大久保 修三	13回	13回

当社の取締役会につきましては、法令で定められた事項や経営に関する重要案件を決定すると共に、各取締役の職務執行状況の報告や業績の進捗状況についても議論し、対策等を検討しております。

当事業年度における取締役会の具体的な検討内容としては、決議事項及び報告事項となっており、主に決算・予算等財務関連、投資判断を含む経営戦略の事項について決議を行いました。また、財務状況及び重要な職務の執行状況を始め、内部統制、内部監査等について適切に報告を受け、議論を交わすことで監督業務を実施しております。

#### 任意の指名・報酬委員会の活動状況

当事業年度における指名・報酬委員会の構成、出席及び具体的な検討内容等は、次のとおりです。

	氏名	出席状況	具体的な検討内容等
委員長	大久保 修三（社外取締役）	3 / 3 回	指名関係では、後継者計画に関する件、また報酬関係では、取締役の個人別の報酬等に関して審議しております。
委員	涌本 宜央（代表取締役社長）	3 / 3 回	
委員	若山 満教（社外監査役）	3 / 3 回	

## (2)【役員の状況】

## 役員一覧

2026年4月23日(有価証券報告書提出日)現在の役員の状況は、以下の通りであります。

男性8名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	涌本 宜央	1974年10月31日生	1994年6月 株式会社ナニワ(現 株式会社サイクルランドナニワ)入社 1997年10月 当社入社 1998年10月 当社取締役 2006年2月 当社代表取締役社長(現任)	(注)4	1,800,000 (注)6
取締役管理本部長	齋藤 勇治	1979年2月26日生	2001年4月 株式会社富士総合研究所(現 株式会社みずほ銀行)入社 2002年10月 インフォテック株式会社入社 2010年2月 あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入所 2013年3月 公認会計士登録 2014年8月 当社総務部長 2017年5月 当社管理本部長 2020年10月 当社取締役管理本部長(現任)	(注)4	7,500
取締役商品・マーケティング本部長	金子 陽一	1982年2月14日生	2009年4月 小林製菓株式会社入社 2016年1月 当社営業統括部長 2018年1月 当社営業企画部長 2020年10月 当社取締役営業本部長 2024年2月 当社取締役商品・マーケティング本部長(現任)	(注)4	7,500
取締役営業本部長	伊藤 亮太	1987年7月28日生	2010年3月 当社入社 2021年2月 当社営業本部営業部長 2023年1月 当社営業本部西日本営業部長 2024年2月 当社営業本部長 2024年4月 当社取締役営業本部長(現任)	(注)4	4,600
取締役	大久保 修三	1958年2月10日生	1980年4月 丸紅株式会社入社 1994年4月 住友ビジネスコンサルティング株式会社(現 株式会社日本総合研究所)入社 2021年5月 当社取締役(現任)	(注)4	-
常勤監査役	永井 康	1963年4月21日生	1987年4月 日本勤業角丸証券株式会社(現 みずほ証券株式会社)入社 2001年10月 アシックス商事株式会社入社 2007年11月 みずほインベスターズ証券株式会社(現 みずほ証券株式会社)入社 2016年8月 株式会社大宣システムサービス監査役 2018年3月 株式会社魅力屋監査役 2020年9月 当社監査役(現任) 2026年3月 株式会社魅力屋社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	-
監査役	若山 満教	1971年10月20日生	2004年10月 弁護士登録 2004年10月 小原法律事務所(現 小原・古川法律特許事務所)入所 2010年1月 若山総合法律事務所設立(現任) 2020年1月 当社監査役(現任)	(注)5	-

監査役	山口 雅之	1972年 4月14日生	2000年10月 監査法人太田昭和センチュリー (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所	(注) 5	-
			2003年 5月 公認会計士登録		
			2008年 1月 山口忠芳税理士事務所入所		
			2008年 3月 税理士登録		
			2009年 8月 税理士法人良知社員税理士		
			2016年 2月 ティ・エム興産株式会社取締役(現 任)		
			2016年 6月 株式会社大宣システムサービス監査 役		
			2017年12月 税理士法人良知代表(現任)		
			2018年10月 一般財団法人田嶋弘吉記念財団監事 (現任)		
			2021年 4月 当社監査役(現任)		
計					1,819,600

- (注) 1. 取締役大久保修三は、社外取締役であります。
2. 監査役永井康、若山満教及び山口雅之は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 2025年4月24日開催の定時株主総会の終結の時から、2027年1月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2023年4月27日開催の定時株主総会の終結の時から、2027年1月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
6. 代表取締役社長涌本宜央の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社WAKUMOTOの所有する株式1,400,000株を含めた実質所有株式数を記載しております。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

当社は、取締役会における意思決定と職務執行の適正性を確保するとともに、監査役による取締役会の監視・監督の実効性を高めるため、社外取締役及び社外監査役を選任しております。

社外取締役大久保修三は、長年の経営コンサルティング経験から企業経営に関して豊富な経験を有しており、当社の経営に有用な意見をいただくことで、経営体制の強化ができると判断し、社外取締役に選任しております。

社外監査役永井康は、上場会社での管理業務全般及び監査役監査に関する豊富な経験を有しており、社外監査役及び独立役員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。

社外監査役若山満教は、弁護士として企業法務に関して広範な専門知識と豊富な経験を有しており、社外監査役及び独立役員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。

社外監査役山口雅之は、公認会計士及び税理士として財務・会計に関して広範な専門知識と豊富な経験を有しており、社外監査役及び独立役員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。

なお、本書提出日現在、大久保修三、永井康、若山満教及び山口雅之と当社との間には、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する具体的な方針を定めており、選任にあたっては、東京証券取引所の独立要件を具備しており、且つ経歴や当社との関係を踏まえて、十分な独立性が確保できること、一般株主と利益相反関係が生じるおそれのないことを前提に判断しております。

#### 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会をはじめ、必要に応じて社内の重要会議に出席することにより会社の重要な事項等に関する報告を受け、公正な立場から意見陳述するとともに取締役の職務執行状況を監督しております。社外監査役は監査役会のメンバーとして、監査役監査結果及び内部監査結果の共有を受けること等で連携を保っております。

内部監査については、内部監査室を担当部門として、内部統制、社内規程及び法令遵守の状況の監査により、業務改善に繋げております。

監査役監査については、監査役3名(うち常勤監査役1名)の体制で各監査役がそれぞれ独立した立場から、取締役会の意思決定の監査、取締役の職務執行状況の監査を実施しております。監査役会は月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催し、監査状況の報告等により監査機能の強化を図っております。また、監査役及び監査役会は、必要に応じ内部統制部門である内部監査室から報告を受け意見交換を行うとともに、会計監査

人とも意見交換を行っております。また、内部監査室、監査役及び会計監査人は、定期的に会合を実施することで監査の状況や結果等について情報交換及び意思疎通を図っており、監査の実効性を高めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役監査は独立性を確保した監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、監査役会で決議された監査計画に基づき、監査を行っております。監査役会は原則として取締役会に先立ち毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催することとしております。また、監査役は取締役会等の重要な会議へ出席するほか、取締役に業務の報告を求めるとともに、重要な社内書類及び財産等の状況の調査を行うことにより、取締役の職務執行状況を監査しております。その他、常勤監査役は取締役及び従業員との日常的な対話を行うことで経営の実態把握に努めております。

なお、常勤監査役の永井康は長年にわたる事業会社での管理業務及び監査役の経験から財務・会計・企業法務及びコーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見を有しております。監査役の若山満教は、弁護士の資格を有し、企業法務及びコーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見を有しております。監査役の山口雅之は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会の開催状況と出席状況

当事業年度においては、監査役会を13回開催いたしました。個々の監査役の出席状況については次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
永井 康	13回	13回
若山 満教	13回	13回
山口 雅之	13回	13回

監査役会における具体的な検討内容につきましては、法令又は監査役会規程で定められた監査に関する重要事項、監査報告の作成、監査計画・監査予算・各監査役の役割分担等の決定等、監査役会で審議、決議及び同意を要する事項となっております。また、毎月、各監査役の監査結果の共有、取締役会議案の事前検討、各監査役の報酬等の協議を要する事項も検討内容となっております。

内部監査の状況

当社の内部監査は、内部監査室（内部監査室長1名及び内部監査担当者1名で構成されております。）が担当しており、全部署を対象として計画的かつ網羅的に監査できる体制を構築しております。内部監査室は期首に内部監査計画を策定したうえで、内部監査計画に従い当社の各部門の内部監査を実施し、また監査の内容は業務の法令及び社内規程の遵守状況や、業務の有効性及び妥当性について監査を行っております。

内部監査の結果につきましては、代表取締役社長、取締役会及び監査役会へ定期的に直接報告するとともに、被監査部門への指導、その後のフォローアップ監査を実施することで、内部監査の実効性を確保しております。

また、内部監査室、監査役及び会計監査人は、相互の連携を強化するため、互いに監査計画、監査結果を報告し、また定期的に意見交換を行うことにより、適正な監査が実施できる体制を確保しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

6年間

c. 業務を執行した公認会計士名

指定有限責任社員 業務執行社員 黒川 智哉

指定有限責任社員 業務執行社員 北村 圭子

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名  
その他 11名

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選任・再任については、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模を持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断して選定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人の選定及び評価に関する基準に基づき、会計監査人から報告を受けた監査計画・監査の実施状況・職務の遂行が適正に行われていることを確保するための品質管理体制等と監査報告書の内容の充実度等を総合的に評価しており、会計監査人の監査体制、職務遂行状況等は適切であると評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
24,300	-	26,000	-

(注) 当事業年度は、上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬900千円を支払っております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は会計監査人に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、当社の事業規模、業務の特性等を勘案し、適切な監査に必要な監査体制及び監査時間を監査法人と協議した上で、監査役会の同意を得て決定することとしております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などについて必要な検証を行った結果、適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしたものであります。

## (4) 【役員の報酬等】

## 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の報酬等の決定に関する方針につきましては、少数株主保護の観点から、公平性、客観性に資するものとするために、取締役会の委任決議に基づき、社外役員過半数で構成された任意の指名・報酬委員会において、以下の基準で決定することとしております。このことから取締役会といたしましては、個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものと判断しております。

- a. 優秀な人材の獲得・保持が可能となる報酬体系及び報酬水準であること。
- b. 企業価値・株主価値向上を重視した報酬制度であること。
- c. 本報酬体系及び報酬決定に関する基本方針及び基準は、客観性及び透明性を確保するため、当社指名・報酬委員会の審議に基づくこととする。

役員報酬の体系について、業務執行取締役につきましては、当社業績や担当部門の成果等を勘案した「基本報酬」のみとしております。社外取締役につきましても、期待された役割の継続性と独立性の観点から「基本報酬」のみとしております。また、監査役につきましても、主として違法監査を担うという監査役の役割に照らし、「基本報酬」のみとしております。

また、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役又は監査役会で協議し、監査役又は監査役会の同意のもと、個別の報酬額を決定することとしております。

当社の役員のうち取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2020年10月12日であり、決議の内容は、取締役の報酬額を年額300百万円以内（同株主総会終結時点の取締役の員数は3名。）とするものであります。

また、監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2020年9月1日であり、決議の内容は、監査役の報酬額を30百万円以内（同株主総会終結時点の監査役の員数は2名。）とするものであります。

上記各方針に基づき、当事業年度における役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及び委員会等の活動内容につきましては、取締役会から指名・報酬委員会へ一任することが決議され、指名・報酬委員会において審議を経て決定しております。また、監査役の報酬については、監査役会の協議にて決定いたしました。

## 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	90,320	90,320	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	22,480	22,480	-	-	-	4

(注) 当社は上記以外に職務執行の対価として、取締役に対して非金銭報酬として新株予約権を付与しております。なお、当事業年度の末日における取締役の新株予約権の保有状況は「1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載しております。

## 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

## 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

## (5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年2月1日から2026年1月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適切に把握し的確に対応するため、会計監査人との緊密な連携や、専門的な情報を有する団体が主催する研修・セミナーへの積極的な参加及び会計専門誌の購読等を行っております。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年1月31日)	当事業年度 (2026年1月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,220,340	1,518,176
売掛金	1,483,548	1,647,052
有価証券	-	500,000
商品	3,072,962	3,504,495
未着商品	115,613	149,071
貯蔵品	6,779	7,531
前払費用	150,064	172,245
その他	77,432	89,975
流動資産合計	6,126,742	6,588,548
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2,827,333	2,107,477
構築物(純額)	287,969	2110,551
工具、器具及び備品(純額)	283,566	2134,162
有形固定資産合計	998,869	1,318,191
無形固定資産		
ソフトウェア	74,098	44,406
その他	72	265
無形固定資産合計	74,170	44,672
投資その他の資産		
出資金	10	10
差入保証金	650,004	801,532
建設協力金	407,618	463,375
長期前払費用	61,973	84,478
繰延税金資産	163,525	172,996
その他	109,377	110,712
投資その他の資産合計	1,392,510	1,633,105
固定資産合計	2,465,550	2,995,970
資産合計	8,592,292	9,584,519

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年1月31日)	当事業年度 (2026年1月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	907,844	911,341
未払金	129,458	125,742
未払費用	328,337	403,547
未払法人税等	391,247	296,446
未払消費税等	170,912	155,777
契約負債	824,097	997,896
預り金	42,950	83,041
賞与引当金	186,215	204,489
その他	39	87
流動負債合計	2,981,103	3,178,370
固定負債		
退職給付引当金	74,537	87,489
資産除去債務	-	1,400
その他	6,000	6,000
固定負債合計	80,537	94,890
負債合計	3,061,641	3,273,261
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	555,439	562,210
資本剰余金		
資本準備金	545,418	552,178
資本剰余金合計	545,418	552,178
利益剰余金		
利益準備金	2,500	2,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,427,293	5,194,709
利益剰余金合計	4,429,793	5,197,209
自己株式	-	339
株主資本合計	5,530,651	6,311,257
純資産合計	5,530,651	6,311,257
負債純資産合計	8,592,292	9,584,519

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
売上高	1 18,349,324	1 21,106,860
売上原価	10,208,207	11,906,455
売上総利益	8,141,117	9,200,404
販売費及び一般管理費	2 6,765,306	2 7,783,978
営業利益	1,375,811	1,416,426
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,410	6,292
受取手数料	4,004	4,843
助成金収入	5,434	6,968
その他	5,389	8,574
営業外収益合計	18,239	26,678
営業外費用		
支払利息	43	29
為替差損	7,094	4,483
固定資産除却損	106	3,160
その他	424	439
営業外費用合計	7,669	8,112
経常利益	1,386,380	1,434,991
特別損失		
減損損失	3 24,515	-
特別損失合計	24,515	-
税引前当期純利益	1,361,865	1,434,991
法人税、住民税及び事業税	486,089	495,909
法人税等調整額	22,469	9,471
法人税等合計	463,620	486,438
当期純利益	898,245	948,553

## 売上原価明細書

		前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
期首商品棚卸高		2,693,717	3,072,962
当期商品仕入高		10,600,282	12,350,328
合計		13,293,999	15,423,291
期末商品棚卸高		3,078,169	3,510,659
他勘定振替高		16,972	15,787
差引		10,198,857	11,896,844
商品評価損		5,207	6,163
商品廃棄損		4,142	3,447
売上原価合計		10,208,207	11,906,455

他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
消耗品費	10,281	11,236
その他	6,690	4,551
計	16,972	15,787

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	549,582	539,572	539,572	2,500	3,662,945	3,665,445
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	5,857	5,846	5,846			-
剰余金の配当			-		133,897	133,897
当期純利益			-		898,245	898,245
自己株式の取得			-			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			-			-
当期変動額合計	5,857	5,846	5,846	-	764,347	764,347
当期末残高	555,439	545,418	545,418	2,500	4,427,293	4,429,793

（単位：千円）

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	-	4,754,600	4,754,600
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）		11,703	11,703
剰余金の配当		133,897	133,897
当期純利益		898,245	898,245
自己株式の取得		-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		-	-
当期変動額合計	-	776,051	776,051
当期末残高	-	5,530,651	5,530,651

当事業年度（自 2025年2月1日 至 2026年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	555,439	545,418	545,418	2,500	4,427,293	4,429,793
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	6,770	6,759	6,759			-
剰余金の配当			-		181,137	181,137
当期純利益			-		948,553	948,553
自己株式の取得			-			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			-			-
当期変動額合計	6,770	6,759	6,759	-	767,416	767,416
当期末残高	562,210	552,178	552,178	2,500	5,194,709	5,197,209

（単位：千円）

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	-	5,530,651	5,530,651
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）		13,529	13,529
剰余金の配当		181,137	181,137
当期純利益		948,553	948,553
自己株式の取得	339	339	339
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		-	-
当期変動額合計	339	780,606	780,606
当期末残高	339	6,311,257	6,311,257

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	1,361,865	1,434,991
減価償却費	166,525	190,986
固定資産除却損	106	2,189
減損損失	24,515	-
賞与引当金の増減額(は減少)	26,220	18,274
退職給付引当金の増減額(は減少)	10,389	12,952
建設協力金の家賃相殺額	30,333	38,662
受取利息及び受取配当金	3,410	6,292
支払利息	43	29
助成金収入	5,434	6,968
売上債権の増減額(は増加)	67,185	163,503
棚卸資産の増減額(は増加)	360,451	465,742
前渡金の増減額(は増加)	3,635	-
仕入債務の増減額(は減少)	63,813	3,496
未払金の増減額(は減少)	12,625	1,403
未払費用の増減額(は減少)	47,902	75,210
契約負債の増減額(は減少)	135,318	173,799
預り金の増減額(は減少)	6,179	40,091
未払消費税等の増減額(は減少)	6,673	15,135
その他	15,555	15,236
小計	1,475,222	1,316,400
利息及び配当金の受取額	65	963
利息の支払額	43	-
助成金の受取額	5,152	6,968
法人税等の支払額	327,130	592,069
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,153,266	732,262
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	-	500,000
有形固定資産の取得による支出	291,240	477,294
無形固定資産の取得による支出	5,572	6,645
差入保証金の差入による支出	67,171	157,839
差入保証金の回収による収入	-	206
建設協力金の支払による支出	102,400	105,000
その他	28,612	19,942
投資活動によるキャッシュ・フロー	494,996	1,266,515
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	11,703	13,529
短期借入れによる収入	200,000	-
短期借入金の返済による支出	200,000	-
配当金の支払額	133,858	181,088
自己株式の取得による支出	-	339
財務活動によるキャッシュ・フロー	122,154	167,898
現金及び現金同等物に係る換算差額	391	11
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	536,507	702,163
現金及び現金同等物の期首残高	1,683,833	2,220,340
現金及び現金同等物の期末残高	2,220,340	1,518,176

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. その他有価証券

(1) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価方法は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(2) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 未着商品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(3) 貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～24年
構築物	10～45年
工具、器具及び備品	2～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上していません。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5.0年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

## 6. 収益及び費用の計上基準

### (1) 商品販売及び役務の提供に係る収益認識

当社は、主に自転車やパーツ等の商品販売及び修理サービスの提供を行っております。

商品販売の主な履行義務は顧客に商品を引き渡すことであり、顧客に商品の引き渡し完了し、支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、ECサイト等による商品販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、修理サービスの主な履行義務は顧客の自転車等を修理することであり、修理が完了し、顧客による検収を受けた時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

### (2) 長期保証サービス及びロイヤリティに係る収益認識

当社は、販売した商品に対して、有償の長期保証サービスを提供しております。当該サービスの履行義務は保証期間にわたり顧客への保証サービスを提供することであり、保証期間の経過に伴い履行義務が充足されると判断し、保証期間に応じて一定期間にわたり収益を認識しております。

また、当社は、自転車やパーツ販売に関するフランチャイズ加盟店に対してフランチャイズ契約に従って、ロイヤリティを得ております。当該ロイヤリティ収入の履行義務は、契約に従って店舗運営や商品販売に関するノウハウの提供や継続的な経営指導を行うことであり、一定の期間に亘り履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じて一定期間にわたり収益を認識しております。

## 7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

### (重要な会計上の見積り)

#### 固定資産の減損

当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
店舗に係る固定資産	1,031,606	1,409,206
減損損失	24,515	-

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、店舗に係る固定資産についての減損の兆候の有無を把握するのに際して、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としております。

減損の兆候の判定は、各店舗の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合等に減損の兆候があるものとしております。ただし、立ち上げ期の店舗については、予め合理的な事業計画が策定されており、当初計画にて当初より営業損益が継続してマイナスとなることが予定されている場合、実績が当初計画よりも著しく下方に乖離していないときには、減損の兆候には該当しないものとしています。

減損の兆候が認められる店舗については、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、将来キャッシュ・フローの見積りは、商圈における市場環境等の影響を考慮した店舗ごとの予算を基礎としておりますが、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、減損損失の計上に伴い、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### (会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2029年1月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。

なお、前事業年度の「固定資産除却損」は106千円であります。

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、明瞭性の観点から、当事業年度より区分掲記しました。

なお、前事業年度の「固定資産除却損」は106千円であります。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 顧客との契約から生じた債権

顧客との契約から生じた債権の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係) 3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報」に記載しております。

2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年1月31日)	当事業年度 (2026年1月31日)
建物	628,552千円	720,545千円
構築物	28,347	37,899
工具、器具及び備品	249,491	293,607
計	906,391	1,052,052

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度81%、当事業年度80%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度19%、当事業年度20%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
給料及び賞与	2,483,853千円	2,780,875千円
賞与引当金繰入額	186,215	204,489
減価償却費	166,525	190,986
地代家賃	1,339,347	1,568,989

3 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

用途	場所	種類	金額(千円)
営業店舗	兵庫県、神奈川県	建物、構築物、工具、器具 及び備品、差入保証金、長期前払費用	24,515

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナス、又は継続してマイナスとなる見込みである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(24,515千円)として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値を見積りした結果、現時点においてマイナスであるため、使用価値をゼロとして評価しております。減損損失の内訳は次のとおりであります。

(千円)

建	物	18,070
構	築	271
工	具、器具及び備品	2,016
差	入保証金	3,333
長	期前払費用	822
合	計	24,515

当事業年度(自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	2,732,600	11,900	-	2,744,500
合計	2,732,600	11,900	-	2,744,500
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 発行済株式の普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 11,900株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	第1回ストック・オプション としての新株予約権	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	(注)1
提出会社	第2回ストック・オプション としての新株予約権	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	(注)1
	合計	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

(注) 1. 付与時点において当社は非上場会社であり、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

2. 自己新株予約権については(外書き)により表示しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年4月25日 定時株主総会	普通株式	133,897	49	2024年1月31日	2024年4月26日

(注) 1株当たり配当額49円には、東京証券取引所グロース市場上場記念配当12円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年4月24日 定時株主総会	普通株式	181,137	利益剰余金	66	2025年1月31日	2025年4月25日

当事業年度（自 2025年2月1日 至 2026年1月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	2,744,500	13,500	-	2,758,000
合計	2,744,500	13,500	-	2,758,000
自己株式				
普通株式（注）2	-	78	-	78
合計	-	78	-	78

（注）1. 普通株式の発行済株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 13,500株

2. 普通株式の自己株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 78株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （千円）
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	第1回ストック・オプション としての新株予約権	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	(注)1
提出会社	第2回ストック・オプション としての新株予約権	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	(注)1
	合計	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

（注）1. 付与時点において当社は非上場会社であり、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

2. 自己新株予約権については（外書き）により表示しております。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2025年4月24日 定時株主総会	普通株式	181,137	66	2025年1月31日	2025年4月25日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年4月24日開催予定の定時株主総会の議案として次のとおり付議する予定です。

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2026年4月24日 定時株主総会	普通株式	193,054	利益剰余金	70	2026年1月31日	2026年4月27日

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月31日)	当事業年度 (自 2025年 2月 1日 至 2026年 1月31日)
現金及び預金勘定	2,220,340千円	1,518,176千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	2,220,340	1,518,176

## (リース取引関係)

## (借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 1月31日)	当事業年度 (2026年 1月31日)
1年内	19,145	43,922
1年超	86,810	160,004
合計	105,956	203,926

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社の金融商品に対する取組みは、資金運用については余資の範囲内で行い、安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については、銀行借入による方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、クレジットカード会社等の、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券は、合同運用指定金銭信託であります。合同運用指定金銭信託は、短期間で決済されるため、価格変動リスクは低いと判断しております。

差入保証金及び建設協力金は、店舗の賃貸借契約によるものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、その決済時において、流動性リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先に契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、「与信管理規程」に従い、売掛金、差入保証金、建設協力金について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収遅延の恐れがある時は、担当部署が速やかに適切な処理を行っております。

有価証券は、合同運用指定金銭信託であり、格付の高い運用商品に限定するとともに、信託期間が短期間の商品に限定することにより運用リスクを管理しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経理部が毎月資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2025年 1月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 差入保証金(2)	607,189	510,686	96,503
(2) 建設協力金	407,618	377,837	29,781
資産計	1,014,807	888,523	126,284

(1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 「貸借対照表計上額」については、最終的に回収が見込めない金額(資産除去債務の未償却残高)42,815千円を控除しております。

当事業年度(2026年1月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 差入保証金(3)	733,535	542,194	191,341
(2) 建設協力金	463,375	388,820	74,555
資産計	1,196,910	931,014	265,896

(1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 「有価証券」は合同運用指定金銭信託であります。合同運用指定金銭信託は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 「貸借対照表計上額」については、最終的に回収が見込めない金額(資産除去債務の未償却残高)67,997千円を控除しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2025年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,220,340	-	-	-
売掛金	483,548	-	-	-
差入保証金	34,142	55,322	63,420	454,303
建設協力金	30,898	118,316	120,545	137,857
合計	2,768,928	173,638	183,965	592,160

当事業年度（2026年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,518,176	-	-	-
売掛金	647,052	-	-	-
有価証券	500,000	-	-	-
差入保証金	6,603	111,695	46,574	568,661
建設協力金	34,940	131,796	132,606	164,032
合計	2,706,771	243,491	179,180	732,693

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年1月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年1月31日）

該当事項はありません。

## (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年1月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	510,686	-	510,686
建設協力金	-	377,837	-	377,837
資産計	-	888,523	-	888,523

当事業年度（2026年1月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	542,194	-	542,194
建設協力金	-	388,820	-	388,820
資産計	-	931,014	-	931,014

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金及び建設協力金

これらの時価は、信用リスクが僅少であるため、その将来キャッシュ・フローと国債利回り等を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2025年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2026年1月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	合同運用指定金銭 信託	500,000	500,000	-
合計		500,000	500,000	-

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度(2025年1月31日)

期末残高がないため、該当事項はありません。

当事業年度(2026年1月31日)

期末残高がないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月31日)	当事業年度 (自 2025年 2月 1日 至 2026年 1月31日)
退職給付債務の期首残高	62,787千円	71,502千円
勤務費用	12,925	14,408
利息費用	747	1,458
数理計算上の差異の発生額	2,008	10,391
退職給付の支払額	2,950	2,180
退職給付債務の期末残高	71,502	74,797

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2025年 1月31日)	当事業年度 (2026年 1月31日)
非積立型制度の退職給付債務	71,502千円	74,797千円
未積立退職給付債務	71,502	74,797
未認識数理計算上の差異	3,034	12,691
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	74,537	87,489
退職給付引当金	74,537	87,489
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	74,537	87,489

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月31日)	当事業年度 (自 2025年 2月 1日 至 2026年 1月31日)
勤務費用	12,925千円	14,408千円
利息費用	747	1,458
数理計算上の差異の費用処理額	333	734
確定給付制度に係る退職給付費用	13,339	15,132

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月31日)	当事業年度 (自 2025年 2月 1日 至 2026年 1月31日)
割引率	2.04%	3.11%

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権 ストック・オプション	第2回新株予約権 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 101名	当社従業員 55名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 104,500株	普通株式 40,000株
付与日	2020年11月30日	2021年11月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年11月5日から 2030年11月4日まで	2023年12月1日から 2031年9月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2023年4月27日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2026年1月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権 ストック・オプション	第2回新株予約権 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	67,900	28,500
権利確定	-	-
権利行使	11,100	2,400
失効(注)	800	600
未行使残	56,000	25,500

(注) 失効は新株予約権者が退職等により権利を行使することができなくなった部分であり、未行使残より除いております。

## 単価情報

	第1回新株予約権 ストック・オプション	第2回新株予約権 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	959	1,202
行使時平均株価 (円)	3,478	3,572
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、純資産方式と類似業種比準方式の折衷方式により算定しております。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

## (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

213,120千円

## (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

33,651千円

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年1月31日)	当事業年度 (2026年1月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	57,028千円	62,624千円
未払社会保険料	8,371	9,161
未払事業税	24,834	21,999
未払事業所税	5,876	6,771
退職給付引当金	22,826	27,575
建設協力金	3,431	4,506
資産除去債務	10,407	12,555
商品評価損	1,594	1,887
減損損失	34,163	31,842
その他	-	738
繰延税金資産合計	168,534	179,664
繰延税金負債		
長期前払費用	5,008	6,667
繰延税金負債合計	5,008	6,667
繰延税金資産の純額	163,525	172,996

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年1月31日)	当事業年度 (2026年1月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	3.4	3.5
留保金課税	5.3	5.0
所得拡大促進税制による税額控除	5.2	5.1
その他	0.0	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0	33.9

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2027年2月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率が30.6%から31.5%に変更になります。

なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。

## (資産除去債務関係)

## 1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社は、店舗の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

## (収益認識関係)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

(単位:千円)

	品目別				
	自転車	パーツ・アクセサリ	ロイヤリティ	その他	合計
一時点で移転される財又はサービス	13,542,792	2,779,831	-	1,547,108	17,869,732
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	-	-	18,000	461,592	479,592
顧客との契約から生じる収益	13,542,792	2,779,831	18,000	2,008,700	18,349,324
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	13,542,792	2,779,831	18,000	2,008,700	18,349,324

(注) 1. 当社の事業は、「自転車関連販売事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の内訳は記載していません。

2. 「その他」には、各種整備、修理等の付帯サービス及び長期保証サービス等を含んでおります。

当事業年度(自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)

(単位:千円)

	品目別				
	自転車	パーツ・アクセサリ	ロイヤリティ	その他	合計
一時点で移転される財又はサービス	15,643,490	3,155,275	-	1,756,722	20,555,488
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	-	-	13,434	537,937	551,371
顧客との契約から生じる収益	15,643,490	3,155,275	13,434	2,294,660	21,106,860
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	15,643,490	3,155,275	13,434	2,294,660	21,106,860

(注) 1. 当社の事業は、「自転車関連販売事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の内訳は記載していません。

2. 「その他」には、各種整備、修理等の付帯サービス及び長期保証サービス等を含んでおります。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

前事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

(単位:千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	416,363	483,548
契約負債	688,779	824,097

契約負債は、商品の長期保証サービス及び引き渡し完了していない商品販売取引について、顧客から受け取った前受対価に関連するものであります。長期保証サービスに係る前受対価は保証期間にわたって、引き渡し完了していない商品販売取引に係る前受対価は商品の引き渡し時に収益として認識されません。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、410,312千円です。

当事業年度(自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)

(単位:千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	483,548	647,052
契約負債	824,097	997,896

契約負債は、商品の長期保証サービス及び引き渡し完了していない商品販売取引について、顧客から受け取った前受対価に関連するものであります。長期保証サービスに係る前受対価は保証期間にわたって、引き渡し完了していない商品販売取引に係る前受対価は商品の引き渡し時に収益として認識されません。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、489,957千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
1年以内	489,957	598,462
1年超2年以内	254,265	301,520
2年超	79,874	97,914

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、「自転車関連販売事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社の事業は、「自転車関連販売事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

該当事項はありません。

## ( 1株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月31日)	当事業年度 (自 2025年 2月 1日 至 2026年 1月31日)
1株当たり純資産額	2,015.18円	2,288.41円
1株当たり当期純利益	328.58円	345.37円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	320.53円	336.96円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2025年 1月31日)	当事業年度 (2026年 1月31日)
純資産の部の合計額(千円)	5,530,651	6,311,257
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	5,530,651	6,311,257
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,744,500	2,757,922

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月31日)	当事業年度 (自 2025年 2月 1日 至 2026年 1月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	898,245	948,553
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	898,245	948,553
普通株式の期中平均株式数(株)	2,733,723	2,746,500
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	68,615	68,535
(うち新株予約権(株))	(68,615)	(68,535)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

財務諸表等規則第121条第3項の規定により、記載を省略しています。

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,455,886	342,043	3,907 (-)	1,794,022	720,545	93,890	1,073,477
構築物	116,317	32,134	- (-)	148,451	37,899	9,552	110,551
工具、器具及び備品	333,057	102,176	7,463 (-)	427,770	293,607	51,400	134,162
建設仮勘定	-	24,512	24,512	-	-	-	-
有形固定資産計	1,905,261	500,866	35,883 (-)	2,370,244	1,052,052	154,842	1,318,191
無形固定資産							
ソフトウェア	176,078	6,412	1,210	181,280	136,873	36,104	44,406
その他	72	232	-	304	38	38	265
無形固定資産計	176,150	6,645	1,210	181,585	136,912	36,143	44,672
長期前払費用	61,973	30,889	8,384 (-)	84,478	-	-	84,478

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

(当期増加額)

新規出店によるもの 建物 268,158千円 構築物 23,497千円 工具、器具及び備品 70,542千円

既存店改修によるもの 建物 47,754千円 工具、器具及び備品 21,714千円

本社増床によるもの 建物 26,130千円

(当期減少額)

既存店備品除却によるもの 工具、器具及び備品 7,463千円

2. 「当期減少額」欄の( )は内数で当期の減損損失の計上額であります。

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

該当事項はありません。

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	186,215	204,489	186,215	-	204,489

## 【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## 流動資産

## イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	75,853
預金	
当座預金	894,138
普通預金	547,943
外貨預金	76
別段預金	164
小計	1,442,323
合計	1,518,176

## ロ．売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
りそなカード株式会社	142,627
楽天カード株式会社	93,610
PayPay株式会社	83,948
株式会社ジェーシーピー	70,487
楽天グループ株式会社	39,706
その他	216,671
合計	647,052

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
483,548	11,502,729	11,339,225	647,052	94.6	17.9

## ハ．商品

品目	金額(千円)
自転車	3,081,260
パーツ等	423,235
合計	3,504,495

## 二．未着商品

品目	金額(千円)
自転車等	149,071
合計	149,071

## ホ．貯蔵品

品目	金額(千円)
消耗品等	7,531
合計	7,531

固定資産  
差入保証金

区分	金額(千円)
店舗関係	773,524
その他	28,008
合計	801,532

## 流動負債

## イ．買掛金

相手先	金額(千円)
パナソニックサイクルテック株式会社	353,064
ヤマハ発動機販売株式会社	153,722
TIANJIN AISAIKE BICYCLE CO.,LTD.	109,521
ブリヂストンサイクル株式会社	81,024
NINGBO XINGLONG JUCHUANG ELECTRICAL TECHNOLOGY CO.,LTD.	44,586
その他	169,422
合計	911,341

## ロ．契約負債

相手先	金額(千円)
一般顧客	997,896
合計	997,896

## (3)【その他】

## 当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間会計期間	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	6,200,049	11,045,943	16,156,564	21,106,860
税引前中間(当期)(四半期)純利益(千円)	630,207	911,981	1,317,965	1,434,991
四半期中間(当期)(四半期)純利益(千円)	414,750	574,742	838,216	948,553
1株当たり中間(当期)(四半期)純利益(円)	151.10	209.37	305.33	345.37

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	151.10	58.27	95.96	40.04

(注) 第1四半期及び第3四半期については、金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しておりますが、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューは受けておりません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎年1月31日
剰余金の配当の基準日	毎年7月31日 毎年1月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL： <a href="https://www.daiwa-cycle.co.jp/">https://www.daiwa-cycle.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社は、株式会社WAKUMOTOであります。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第35期)(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日) 2025年4月25日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年4月25日近畿財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

(第36期中)(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日) 2025年9月12日近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2025年4月30日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

**第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年4月23日

DAIWA CYCLE株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 黒川 智哉

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北村 圭子

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているDAIWA CYCLE株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DAIWA CYCLE株式会社の2026年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗固定資産の減損の兆候判定の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>DAIWA CYCLE株式会社の貸借対照表に計上されている店舗に係る固定資産は、注記事項「(重要な会計上の見積り)固定資産の減損」に記載のとおり1,409,206千円であり、総資産の14.7%を占めている。</p> <p>会社は、店舗固定資産について、店舗単位で資産のグルーピングを行っており、減損の兆候の判定は、各店舗の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなった場合等に減損の兆候があるものとしている。ただし、立ち上げ期の店舗については、予め合理的な事業計画が策定されており、当該計画にて当初より営業損益が継続してマイナスとなることが予定されている場合、実績が当該計画よりも著しく下方に乖離していないときには、減損の兆候には該当しないものとしている。</p> <p>減損の兆候の有無に関する検討は、会計システムから出力される店舗別損益を基礎として、共通費等の配賦計算を行った上で実施されることから、店舗別損益の把握から共通費等の配賦計算までが適切に実施される必要がある。仮に店舗別損益情報が適切に作成されない場合等には減損の兆候判定を誤る可能性がある。また、立ち上げ期の店舗については、事業計画から著しく乖離していないかの判定を誤る可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、店舗固定資産の減損の兆候判定の妥当性に係る検討が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、店舗固定資産の減損の兆候判定の妥当性を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 固定資産の減損の兆候判定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 減損の兆候判定の妥当性の評価 店舗別の固定資産の減損の兆候判定の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減損の兆候を示唆する事象や経営上の判断の有無を把握するために、取締役会議事録・稟議書の閲覧を実施した。</li> <li>・共通費配賦前の店舗別損益実績について、会計システム残高との一致を確認した。</li> <li>・共通費の配賦基準の妥当性を検討し、共通費配賦について、関連資料との突合により、正確性及び網羅性を検討した。</li> <li>・会社が作成した減損の兆候判定資料を閲覧し、既存店舗について、営業損益が継続してマイナスである店舗を減損の兆候ありと判定されているかを検討した。</li> <li>・立ち上げ期の店舗について、事業計画と当事業年度の実績を比較することにより、計画から著しく乖離している店舗を減損の兆候ありと評価されているかを検討した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。